

令和 4 年度

薬事行政概要

(令和 3 年度実績版)

宮城県保健福祉部薬務課

目 次

I 総 括

1 機構及び予算	1
(1) 組 織	1
(2) 分掌事務	1
(3) 現 員	1
(4) 事務分担表	2
(5) 歳入歳出状況	4
(6) 附属機関	6
(7) 推進本部等	6

II 薬 事

1 概 要	7
2 許認可等事務	7
(1) 薬局、医薬品・医療機器販売業及び製造販売業・製造業等の業態数	8
(2) 市町村別薬局・店舗販売業・卸売販売業・特例販売業店舗数	10
(3) 薬局・医薬品販売業・医薬品製造業許可状況	11
(4) 登録販売者試験実施状況	12
3 薬 事 監 視	12
(1) 薬事監視状況	14
(2) 保健所別薬事監視状況	16
(3) 医薬品等の収去検査状況	16
(4) 製造販売業GQP・QMS体制/GVP調査状況	16
(5) 製造業構造設備調査状況	17
(6) 製造業GMP調査状況	17
(7) 医薬品等の広告事前指導状況	17
(8) 無承認無許可医薬品等買上調査	17
(9) 無許可・無承認・虚偽・誇大広告等の発見状況	17
4 抗インフルエンザウイルス薬備蓄状況	18
5 緊急医薬品対策	19
6 安定ヨウ素剤供給事業	19
7 非常災害用医薬品確保対策	20
8 災害薬事連絡会議	21
9 災害薬事コーディネーター	21
10 医薬品等の啓発指導状況	22
(1) 「くすりの相談室」	22
(2) 「薬と健康の週間」実施状況	22
(3) 薬用資源推進普及事業	22
11 患者のための薬局ビジョン推進事業	23

12	地域医療介護総合確保基金事業	24
13	医薬分業の推進	27
14	薬事関係研修会等開催状況	28
15	宮城県薬事審議会	28
16	薬剤師免許関係申請状況	28
17	後発医薬品の安心使用の推進	28

Ⅲ 毒物劇物

1	概要	29
2	許認可事務	29
	(1) 毒物劇物販売業及び製造業の業態数	29
	(2) 毒物及び劇物取締法関係登録状況	30
3	毒物劇物取扱者試験実施状況	30
4	毒物劇物監視	31
	(1) 毒物劇物立入検査状況	31
	(2) 保健所別立入検査状況	32
5	毒物劇物事故発生状況	32
6	毒物劇物関係研修会	32

Ⅳ 麻薬

1	概要	33
2	許認可事務	33
	(1) 麻薬・向精神薬・覚せい剤関係免許等状況	33
	(2) 麻薬等取扱者数	34
3	麻薬関係監視	36
	(1) 麻薬関係立入検査状況	36
	(2) 保健所別麻薬立入検査状況	38
	(3) 覚醒剤関係立入検査状況	39
	(4) 向精神薬関係立入検査状況	40
4	麻薬消費状況	42
5	麻薬中毒者届出通報状況	47
6	麻薬観察指導対象者の現状	47
7	廃棄・事故発生状況	47
8	大麻・けし抜去実績	47

Ⅴ 薬物乱用対策

1	概要	49
2	宮城県薬物乱用対策庁内会議の開催	49
3	宮城県薬物乱用対策有識者会議の開催	49
4	宮城県薬物乱用対策推進本部員会議の開催	49
5	各地区薬物乱用防止指導員研修会・協議会総会開催状況	49

6	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施状況	50
7	薬物乱用防止教室講師派遣状況	50
8	危険ドラッグ対策	50
9	薬物乱用防止指導員活動状況取りまとめ表	51
10	薬物関連問題相談事業相談実績	52

VI 献 血

1	概 要	53
2	献血実績	53
(1)	必要献血者数の達成状況	53
(2)	年度別献血率	53
(3)	市町村別献血状況	54
(4)	年度別献血者数の推移	56
(5)	年齢別・男女別献血者数	56
(6)	職業別・男女別献血者数	57
(7)	不採血者状況と内訳	57
(8)	献血者の検査不合格状況（東北6県実績）	58
3	供給状況	59
(1)	保健所管内別血液製剤供給状況	59
(2)	年度別輸血用血液供給状況の推移	60
(3)	年度別原料血漿確保量の推移（東北6県実績）	60
4	献血行事開催状況	61
5	広 報	62
(1)	広報資料の作成配布	62
(2)	広報事業実施状況	62

VII 温 泉

1	市町村別源泉数	63
2	概 要	65
3	宮城県自然環境保全審議会温泉部会の運営及び許可事務等	65
(1)	宮城県自然環境保全審議会温泉部会の開催	65
(2)	許可事務の処理	65
4	温泉関係立入検査等	67
(1)	温泉関係立入検査状況	67
(2)	温泉水の細菌学的検査	68
(3)	硫化水素ガス測定調査	68
(4)	温泉分析の推進	68
5	地域別温泉利用状況	69
6	温泉保護調査	70
7	温泉資源管理事業	70

Ⅷ 臓器移植

1	概 要	71
2	臓器提供意思登録者数（全国）	71
3	臓器移植施設	72
4	脳死下臓器提供施設	72
5	脳死下臓器移植事例	72
(1)	全国の脳死臓器提供事例	72
(2)	県内の脳死下臓器提供事例	72
(3)	県内の脳死下提供臓器移植件数	74

Ⅸ 角膜・造血幹細胞移植

1	角膜移植概要	75
2	角膜移植実績	75
3	造血幹細胞移植概要	75
4	骨髄移植実績	76
(1)	骨髄バンクの現状	76
(2)	宮城県の現状	76
(3)	宮城県骨髄バンクドナー助成事業補助金交付状況	78
5	さい帯血移植実績	78
(1)	さい帯血移植の現状	78
(2)	宮城県内のさい帯血採取施設	78
(3)	宮城県内さい帯血移植登録施設	78

X 参 考 資 料

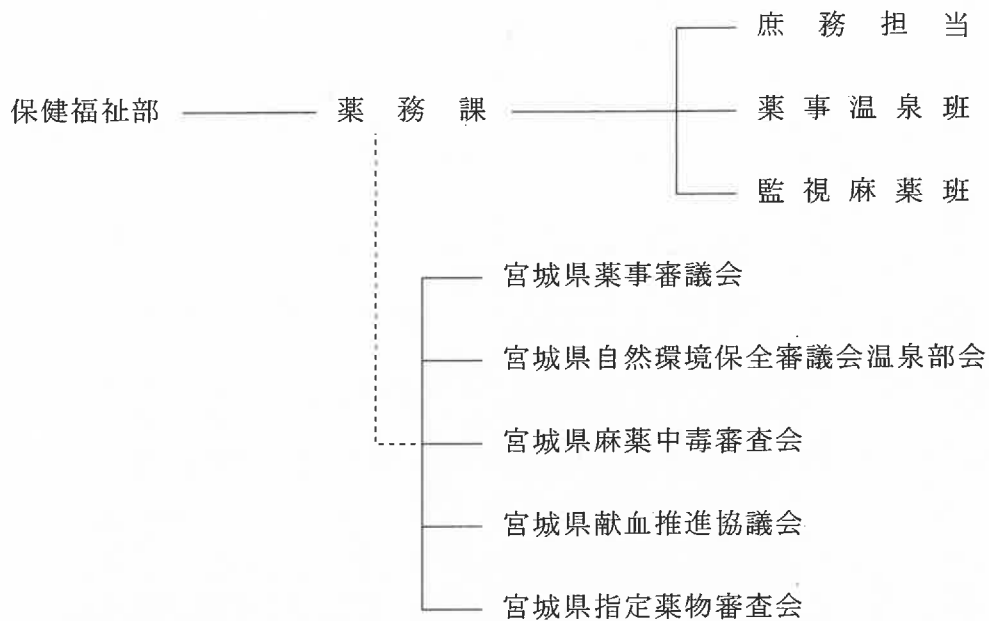
1	附属機関設置条例等	79
(1)	宮城県薬事審議会	79
(2)	宮城県自然環境保全審議会温泉部会	81
(3)	宮城県麻薬中毒審査会	85
(4)	宮城県献血推進協議会	86
(5)	宮城県指定薬物審査会	88
(6)	宮城県薬物乱用対策推進本部	94
2	薬事関係団体	96
3	薬事関連協定等	97

I 総括

1 機構及び予算

(1) 組織

令和4年4月1日現在



(2) 分掌事務

- イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関すること。
- ロ 薬剤師に関すること。
- ハ 毒物及び劇物の指導取締りに関すること。
- ニ 麻薬、向精神薬、あへん、大麻、覚醒剤等の指導取締りに関すること。
- ホ 薬物の濫用の防止に関すること。
- へ 緊急医薬品及び非常災害用医薬品等に関すること。
- ト 薬用植物の知識等の普及啓発に関すること。
- チ 採血及び供血あっせん業の指導取締りに関すること。
- リ 献血事業の推進に関すること。
- ヌ 臓器及び骨髄等の移植に関すること。
- ル 薬事経済調査に関すること。
- ヲ 温泉に関すること。
- ワ 薬事関係団体の育成指導に関すること。

(3) 現員

令和4年4月1日現在

事務職員	技術職員	計
3名 (うち兼務1名)	14名	17名 (うち兼務1名)

(4) 薬務課事務分担表

令和4年4月1日現在

班名	定数		班の事務分掌	担当者職氏名 (補助者職氏名)	分担事務
	職員	臨時			
	3			課長 千田 恵 副参事兼総括課長補佐 吉田 直人 総務課長補佐 長船 達也	
庶務担当	1 (1)		1 庶務に関する事。	主幹(庶務担当) 浅野 千枝美 (主事 今野希子)	1 分掌事務の総括に関する事。 2 職員の身分、服務、研修に関する事。 3 公印の管理に関する事。 4 文書の審査に関する事。 5 公用自動車の安全運転管理に関する事。 6 予算及び決算事務に関する事。 7 国庫支出金に関する事。 8 歳入予算の調定、収入に関する事。 9 公社等外郭団体に関する事。 10 他の班に属さない事務に関する事。
				(兼) 主事 今野 希子 (主幹(庶務担当) 浅野千枝美)	1 支出関係事務に関する事。 2 給与及び旅費に関する事。 3 物品の要求及び出納管理に関する事。 4 職員の福利厚生に関する事。 5 文書の收受、配付に関する事。 6 公有財産及び備品に関する事。
薬事温泉班	6		1 医薬品医療機器等法に基づく医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器の承認、許可、登録、立入検査等に関する事。 2 医薬品等の安全対策に関する事。 3 医薬品の安定供給に関する事。 4 薬事振興に関する事。 5 薬事経済調査に関する事。 6 毒物及び劇物取締法に基づく登録及び立入検査に関する事。 7 毒物劇物取扱者試験に関する事。 8 毒物劇物営業者等研修会に関する事。 9 温泉法に関する事。 10 血液事業の推進及び血液製剤の適正使用に関する事。 11 安全な血液製剤の安定供給に関する法律に基づく立入検査に関する事。 12 薬事、毒物劇物、献血及び温泉関係団体の指導、育成に	技術主幹(班長) 佐野 幸子 (技術主任主査(副班長) 波岡右樹)	1 班の総括に関する事。 2 薬事審議会に関する事。 3 自然環境保全審議会温泉部会に関する事。 4 関係団体の指導、育成に関する事。 5 地域防災計画に関する事。
				技術主任主査(副班長) 波岡 右樹 (技術主任主査 根本真実) (技師 森下史代)	1 毒物及び劇物取締法に基づく登録及び立入検査等に関する事。 2 毒物劇物営業者等研修会に関する事。 3 安定ヨウ素剤に関する事。 4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に関する事。
				技術主任主査 根本 真実 (技術主任主査(副班長) 波岡右樹) (技師 森下史代)	1 温泉法に基づく許認可に関する事。 2 温泉の調査指導に関する事。 3 温泉保護対策に関する事。 4 温泉に係る研修に関する事。 5 非常災害時医薬品等の備蓄及び供給に関する事。 6 災害薬事連絡会議に関する事。
				技術主査 小野寺由理恵 (技術主査 加藤信洋)	1 医薬品医療機器等法に基づく医薬品等製造販売業等の承認、許可等に関する事。 2 医薬品等の品質管理及び安全対策に関する事。 3 GMP調査品質管理監督システムに関する事。 4 薬事振興に関する事。 5 医薬品等審査・申請システムに関する事。
				技術主査 加藤 信洋 (技術主査 小野寺由理恵)	1 医薬品医療機器等法に基づく医療機器製造販売業等の承認、許可等に関する事。 2 医薬品医療機器等法に基づく医療機器修理業の許可等に関する事。

班 名	定 数	職 員 時	班の事務分掌	担当者職氏名 (補助者職氏名)	分 担 事 務
			関すること。 13 災害薬事に関すること。 14 地域防災計画に関すること。 15 薬剤師確保対策に関すること。	技術主査 加藤 信洋 (技術主査 小野寺由理恵)	3 献血推進に関すること。 4 血液製剤の適正使用に関すること。 5 安全な血液製剤の安定供給等に関すること。 6 フィブリノゲン製剤に係る相談等に関すること。
			技術主査 森下 史代 (技術主任主査(副班長) 波岡右樹) (技術主任主査 根本真実)	1 薬剤師確保対策に関すること。 2 毒物劇物取扱者試験に関すること。 3 緊急医薬品等に関すること。 4 非常災害時の緊急車両登録に関すること。 5 薬事経済調査に関すること。 6 薬事監視員等の任命等に関すること。	
監 視 麻 薬 班	6		1 医薬品医療機器等法に基づく薬局・医薬品販売業等の許可、届出等に関すること。 2 医薬品医療機器等法に基づく指導、取締りに関すること。 3 後発医薬品の使用促進に関すること。 4 登録販売者試験に関すること。 5 薬用植物の普及啓発に関すること。 6 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤等取締法に基づく免許、指定等に関すること。 7 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤等取締法に基づく立入検査等に関すること。 8 臓器及び骨髄等の移植に関すること。 9 麻薬取締員に係る犯罪捜査等に関すること。 10 薬物乱用防止対策事業に関すること。 11 医薬品等の広告の適正化に係る指導に関すること。 12 認定薬局等の整備促進事業に関すること。 13 地域包括ケアシステム体制構築(薬務課関係分)及び地域医療介護総合確保事業(基金)に関すること。 14 薬剤師法に関すること。 15 薬事、麻薬及び臓器移植関係団体の指導、育成に関すること。	技術主任主査(班長) 青木 崇 ((技術主査(副班長) 木村俊介)	1 班の総括に関すること。 2 関係団体の指導、育成に関すること。 3 麻薬中毒審査会に関すること。
			技術主査 堀籠 由佳 (技術主査 加川綾乃)	1 薬剤師法に関すること。 2 消費者に対する相談、啓発に関すること。 3 医薬品等の広告の適正化に係る指導に関すること。 4 薬局機能情報公表に関すること。	
			技術主査(副班長) 木村 俊介 (技術 齋藤佳織)	1 麻薬取締員に係る犯罪捜査等に関すること。 2 麻薬及び向精神薬、あへん、大麻、覚醒剤取締法に基づく立入り検査等に関すること。 3 薬物乱用防止対策の推進に関すること。 4 知事指定薬物に関すること。 5 薬剤師法に関すること。	
			技術主査 加川 綾乃 (技術 高橋美玲)	1 医薬品医療機器等法に基づく薬局、医薬品販売業の許可、届出指導、取締等に関すること。 2 後発医薬品の使用促進に関すること。 3 登録販売者試験に関すること。 4 消費者に対する相談、啓発に関すること。 5 薬用植物の普及啓発に関すること。 6 地域包括ケアシステム体制構築(薬務課関係分)及び地域医療介護総合確保事業(基金)に関すること。	
			技術 高橋 美玲 (技術主査 加川綾乃)	1 医薬品医療機器等法に基づく再生医療等製品販売業、医療機器営業の許可、届出、指導、取締等に関すること。 2 認定薬局に関すること。 3 認定薬局の整備促進事業に関すること。 4 臓器の移植、普及啓発に関すること。 5 骨髄ドナー登録推進に関すること。 6 骨髄の移植、普及啓発に関すること。 7 薬事業務総合支援システム等に関すること。	
			技術 齋藤 佳織 ((技術主査(副班長) 木村俊介)	1 医薬品等の広告の適正化に係る指導に関すること。 2 薬局機能情報公表に関すること。 3 麻薬取締員に係る犯罪捜査等に関すること。 4 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤等取締法に基づく免許、指定等に関すること。 5 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤等取締法に基づく立入検査等に関すること。	

(5) 歳入歳出状況

歳入

(単位:円)

科 目	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 当初予算額
08 使用料及び手数料	66,611,100	62,956,500	68,838,000
03 収入証紙収入	66,611,100	62,956,500	68,838,000
01 収入証紙収入	66,611,100	62,956,500	68,838,000
薬事取扱	45,813,500	49,787,200	47,519,000
毒物劇物取扱	3,999,600	4,639,700	5,149,000
温泉保護対策	3,731,000	2,751,000	2,124,000
麻薬取扱	12,971,200	5,686,500	13,960,000
覚せい剤取扱	95,800	92,100	86,000
09 国庫支出金	829,650,500	18,175,138	34,606,000
02 国庫補助金	825,904,225	17,383,388	32,075,000
03 衛生費国庫補助金	825,904,225	17,383,388	32,075,000
緊急時安全対策費交付金	10,900,225	13,155,388	32,075,000
新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援交付金	815,004,000	4,228,000	0
03 委託金	3,746,275	791,750	2,531,000
03 衛生費委託金	3,746,275	791,750	2,531,000
薬事経済調査費	558,782	571,189	848,000
医薬品等検定費	122,493	220,561	1,683,000
患者のための薬局 ビジョン推進事業費	3,065,000	0	0
10 財産収入	3,416	0	961,000
02 財産売払収入	3,416	0	961,000
02 物品売払収入	3,416	0	961,000
緊急医薬品売払	3,416	0	961,000
14 諸収入	5,367	9,915	4,000
06 雑入	5,367	9,915	4,000
05 雑入	5,367	9,915	4,000
労働保険料納付金	5,367	9,915	4,000
返還金	0	0	0
合 計	896,270,383	81,141,553	104,409,000

歳出

(単位:円)

科	目	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 当初予算額
04	衛生費	1,130,303,614	455,002,994	240,701,000
01	公衆衛生費	189,543,508	182,739,563	14,322,000
04	感染症対策費	180,979,436	174,883,368	3,772,000
	感染症発生対策費	180,979,436	174,883,368	3,772,000
07	難病対策費	8,564,072	7,856,195	10,550,000
	臓器移植等推進費	8,564,072	7,856,195	10,550,000
05	医薬費	940,760,106	272,263,431	226,379,000
01	医薬総務費	128,080,586	126,575,820	119,224,000
	人件費	127,405,537	122,401,493	118,566,000
	事務費	675,049	4,174,327	658,000
05	薬務費	812,679,520	145,687,611	107,155,000
	薬事関係指導試験費	789,126,096	116,333,466	66,030,000
	温泉保護対策費	4,466,721	4,438,034	5,412,000
	受託検定調査費	681,275	791,750	2,469,000
	医薬品等指導取締費	2,953,970	8,248,839	10,765,000
	麻薬対策費	2,268,137	2,189,128	3,833,000
	献血事業推進費	3,397,772	2,530,296	4,216,000
	薬事消費者対策費	1,914,773	1,612,208	2,100,000
	地域医療介護総合確保 基金事業	7,870,776	9,543,890	12,330,000
合	計	1,130,303,614	455,002,994	240,701,000

(6) 附属機関

令和4年3月31日現在

名 称	所 掌 事 務	委員数(人)
宮城県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条第1項の規定に基づく薬事に関する重要事項の調査審議に関すること。	12
宮城県自然環境保全審議会 温泉部会	自然環境保全法第51条及び温泉法第32条の規定により、知事の処分に関する意見の答申並びに温泉に関する事項についての調査審議に関すること。	委員 5 専門委員 4
宮城県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項の規定による措置入院者の入院継続及び延長の適否の審査に関すること。	案件がないため 委員なし (定数5人)
宮城県献血推進協議会	献血思想の推進と献血制度の適正な運用に関すること。	18
宮城県指定薬物審査会	知事指定薬物に指定することについての調査審議に関すること。	3

(7) 推進本部等

名 称	所 掌 事 務	員 数 (人)		
		委 員	幹 事	計
宮城県薬物乱用 対策推進本部	覚醒剤、シンナー等の乱用を防止するため、国及び県、仙台市の関係行政機関相互間の緊密な連携及び総合的かつ効果的な対策の推進に関すること。	33	4	37

Ⅱ 藥 事

1 概 要

有効かつ安全で品質の確保された医薬品等の提供と適切な流通及び医薬品等による危害防止を図るために、薬局、医薬品等の製造販売業者等及び販売業者に対し医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく許認可を行うとともに、立入検査及び収去検査等を実施した。また、県内における医薬品等の生産状況の統計調査等について、国から受託し各種調査を行った。

非常災害時に備えた医薬品及び一般に流通していない緊急医薬品の確保のため、宮城県医薬品卸組合との協定に基づき備蓄を行った。

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕に基づき、女川原子力発電所から概ね5km圏内（PAZ）及びPAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域（準PAZ）の住民に対し、説明会を開催して安定ヨウ素剤の事前配布を行った。

県民に対し医薬品等に対する相談に応ずるため「くすりの相談室」を開設するとともに、各地域で「薬と健康の週間」を実施する等、様々な手段を通じ医薬品等の情報を提供することにより、医薬品等に対する正しい知識の普及啓発に努めた。

薬剤師免許申請等に関する事務を行った。

2 許認可等事務

薬局開設数は前年度と比較すると約0.67%の増加、医薬品販売業店舗数については1.59%の減少となった。

なお、仙台市内の許認可事務は、平成9年4月から店舗販売業及び特例販売業、平成25年4月から薬局、薬局製造販売医薬品製造販売業及び薬局製造販売医薬品製造業、平成27年4月から医療機器販売業・貸与業について、仙台市が所管している。

単位：件（ ）内：仙台市所管分

	薬局	医薬品販売業				合計	
		計	店舗	卸売	特例		配置
令和3年度末	1,186 (604)	989 (227)	546 (227)	312	6 (0)	125	2,175 (831)
令和2年度末	1,178 (607)	1,005 (220)	528 (220)	326	7 (0)	144	2,183 (827)
対前年増減率 〔R3-R2/R2〕	0.67% (▲0.49%)	▲1.59% (3.18%)	3.41% (3.18%)	▲4.29%	▲14.3% (-)	▲13.2%	▲0.37% (0.48%)

(1) 薬局、医薬品・医療機器販売業及び製造販売業・製造業等の業態数

種 別 保健所 支所別	薬 局	販 売 業											
		医 薬 品					(薬局含む) 計	医療機器				再 生 医 療 等 製 品	
		店 舗	卸 売	薬種商	特 例	配 置		高度管理等		管 理			
							販売業	貸与業	販売業	貸与業			
平成 23 年度	1,087	※1 408	319	※1 1	55	191	2,061	1,113	574	7,164	2,452		-
平成 24 年度	1,108	※1 425	342	※1 1	26	187	2,089	1,166	585	7,020	2,678	-	
平成 25 年度	1,113	439	345	1	25	183	2,106	1,234	589	7,207	2,798	-	
平成 26 年度	1,124	443	342	1	25	183	2,118	1,268	621	7,466	2,858	2	
平成 27 年度	1,126	450	342	1	24	168	2,111	1,311	647	6,344	1,060	3	
平成 28 年度	1,142	469	338		20	157	2,126	1,339	679	6,542	1,093	8	
平成 29 年度	1,148	479	330		9	157	2,123	1,363	673	6,602	1,181	14	
平成 30 年度	1,159	493	338		8	158	2,156	1,408	679	6,734	1,185	16	
令和 元 年度	1,165	507	332		7	155	2,166	1,418	685	5,860	1,147	17	
令和 2 年度	1,186	546	312		6	125	2,175	1,530	709	5,949	1,347	22	
令和 3 年度	1,186	546	312		6	125	2,175	1,530	709	5,949	1,347	22	
薬 務 課			228			125	353					14	
仙 台 市	604	227					831	984	560	2,398	415		
仙南保健所	※3 83	※3 42	15		1		141	※3 79	※3 12	※3 503	※3 197		
塩釜保健所岩沼支所	81	43	13				137	81	16	431	87	1	
塩釜保健所	87	36	12		1		136	78	22	417	103		
塩釜保健所黒川支所	29	24	15				68	38	13	161	76	2	
大崎保健所	105	64	12		2		183	91	29	676	25	3	
大崎保健所栗原支所	36	18					54	23	4	308	14		
石巻保健所登米支所	31	21	2				54	28	10	288	233		
石巻保健所	96	49	10		2		157	95	29	553	173	2	
気仙沼保健所	34	22	5				61	33	14	214	24		

※1 平成21年6月、法改正に伴い一般販売業、薬種商販売業（旧薬種商を除く）が3年間の経過措置として店舗販売業にみなされたため、みなしの店舗販売業を含み計上。

※2 医薬品製造業18件の中には厚生労働大臣許可施設2件を含む。

※3 平成9年4月に一般販売業及び特例販売業が、平成25年4月に薬局、薬局製造販売医薬品製造販売業及び薬局製造販売医薬品製造業が、平成27年4月に医療機器販売業・貸与業が仙台市へ移譲。

令和4年3月31日現在

製 造 販 売 業							製 造 業						修理業
医薬品		医 薬 部外品	化粧品	医 療 機 器	体 外 診 断 用 医 薬 品	再 生 医 療 等 製 品	医 薬 品		医 薬 部外品	化粧品	医 療 機 器	体 外 診 断 用 医 薬 品	医 療 機 器
専 業	薬 局						専 業	薬 局					
3	74	5	15	12			22	74	8	28	19		202
3	83	5	15	10			23	83	8	28	22		200
3	83	5	14	7			22	83	8	24	23		199
3	82	5	14	10	1		22	82	8	24	31	1	214
4	74	5	14	9	1		23	74	8	24	31	1	208
5	74	5	13	10	1		23	74	8	24	35	1	195
5	67	5	14	11	1		21	67	9	23	33	1	193
5	52	4	13	13	1		21	52	8	19	34	1	196
5	52	4	13	15	1		21	51	7	17	38	1	196
2	53	6	14	15	1		19	53	8	17	38	1	196
2	50	6	13	16	1		※2 18	50	8	18	39	1	194
1	19 ※3	4	7	11	1		6	19 ※3	3	5	13	1	181
	1		2	1				1		3	3		1
	1		1					1	1	3	5	1	1
1	3	1	1				4	3		1	1		5
				2			5		1		11		5
	8	1	2	1			1	8	1	4	5		
	3							3			2		
											1		
	14			1				14			1		
	1						1	1			1		3

(2) 市町村別薬局・店舗販売業・卸売販売業・特例販売業店舗数

令和4年3月31日 現在

保健所・支所別	市町村名	薬局	地域連携薬局		店舗販売業	卸売	特例	保健所・支所別	市町村名	薬局	地域連携薬局		店舗販売業	卸売	特例
			地域連携薬局	専門医療機関連携薬局							地域連携薬局	専門医療機関連携薬局			
薬務課	仙台市		30	4		228		黒川	富谷市	15			12		
	仙台市	604			227				大和町	13			9	7	
	小計	604	30	4	227	228			大郷町	1			3	1	
									大衡村					7	
仙南	白石市	22			6	11			小計	29			24	15	
	角田市	12			5	1		大崎	大崎市	80	6		45	11	2
	蔵王町	5			2				色麻町	3	1		1		
	七夕宿町	1							加美町	11	1		7		
	大河原町	16			11				涌谷町	4			5		
	村田町	3			3	3			美里町	7	1		6	1	
	柴田町	18			12				小計	105	9		64	12	2
	川崎町	3			1			栗原	栗原市	36	0	0	18	0	0
	丸森町	3			2		1	登米	登米市	31	3		21	2	
	小計	83			42	15	1	石巻	石巻市	77	3		41	9	2
岩沼	名取市	39	1		20	6			東松島市	18			7		
	岩沼市	26	1		13	7			女川町	1			1	1	
	亘理町	10			8				小計	96	3		49	10	2
	山元町	6			2			気仙沼	気仙沼市	28			19	5	
	小計	81			43	13			南三陸町	6			3		
塩釜	塩竈市	34	2		10	3			小計	34			22	5	
	多賀城市	30	1		14	7		合計	1,186	45	4	546	312	6	
	松島町	4	1		3		1								
	七夕浜町	2			1										
	利府町	17			8	2									
	小計	87			36	12	1								

(3) 薬局・医薬品販売業・医薬品製造業許可状況

令和4年3月31日現在

業 種	名	申 請 件 数		許 可 件 数		不 許 可 件 数		備 考
		本 庁 保健所 計	計	本 庁 保健所 計	計	本 庁 保健所 計	計	
薬局開設許可	新規		43	43		43	43	前年度申請1件(仙南), 翌年度繰越3件(仙南), 申請取下げ1件(仙南), 前年度申請2件(登米), 前年度申請1件(石巻) 翌年度繰越1件(塩釜), 翌年度繰越1件(石巻), 前年度申請1件(気仙沼)
	更新		77	77		76	76	
地域連携薬局認定	新規	30	21	51	30	21	51	
専門医療機関連携薬局認定	新規	4	4	4	4	4	4	
店舗販売業許可	新規		22	22		22	22	翌年度繰越1件(岩沼), 前年度申請1件(黒川) 翌年度繰越1件(黒川), 前年度申請1件(石巻)
	更新		61	61		61	61	
卸売販売業許可	新規	13	3	16	13	4	17	前年度申請1件(黒川) 翌年度繰越1件(黒川), 翌年度繰越1件(石巻)
	更新	29	9	38	29	7	36	
配置販売業許可	新規	3	3	3	3	3	3	
	更新	22	22	22	22	22	22	
特別販売業許可	更新		1	1		1	1	
薬局製造販売医薬品製造販売業許可	新規		2	2		2	2	
	更新		2	2		2	2	
薬局製造販売医薬品製造業許可	新規		2	2		2	2	
	更新		2	2		2	2	
薬局医薬品製造承認								
医薬品(第2種)製造販売業許可	新規							
医薬品(第2種)製造販売業許可	更新							
医薬部外品製造販売業許可	新規							
医薬部外品製造販売業許可	更新	1	1	1	1	1	1	
化粧品製造販売業許可	新規							
化粧品製造販売業許可	更新	1	1	1	1	1	1	
医療機器(第1種)製造販売業許可	新規							
医療機器(第1種)製造販売業許可	更新							
医療機器(第2種)製造販売業許可	新規	2	2	2	2	2	2	
医療機器(第2種)製造販売業許可	更新	2	2	1	1	1	1	翌年度繰越1件
医療機器(第3種)製造販売業許可	新規							
医療機器(第3種)製造販売業許可	更新	1	1	1	1	1	1	翌年度繰越1件
医薬品(無菌)製造業許可	更新							
医薬品(一般)製造業許可	新規	1	1	1	1	1	1	
医薬品(一般)製造業許可	更新	3	3	3	3	3	3	
医薬品(包装等)製造業許可	更新							
医薬品(一般)製造業区分追加・変更許可								
医薬品(体外診断用医薬品一般)製造業許可	新規							
医薬部外品(一般)製造業許可	新規				3	3	3	前年度繰越3件(業務課)
医薬部外品(一般)製造業許可	更新	1	1	1	1	1	1	
医薬部外品(包装等)製造業許可	更新							
化粧品(一般)製造業許可	新規	1	1	4	4	4	4	前年度繰越3件(業務課)
化粧品(一般)製造業許可	更新							
化粧品(包装等)製造業許可	新規							
化粧品(包装等)製造業許可	更新	1	1	1	1	1	1	
医療機器製造業登録	新規	2	2	1	1	1	1	翌年度繰越1件
医療機器製造業登録	更新	6	6	4	4	4	4	翌年度繰越2件
医薬品(一般)承認申請適合性調査		3	3	3	3	3	3	
医薬品(無菌)承認申請適合性調査								
医薬品(包装等)承認申請適合性調査								
医薬品(一般)定期適合性調査(基本)								
医薬品(一般)定期適合性調査(品目)								
医薬品(無菌)定期適合性調査(基本)								
医薬品(無菌)定期適合性調査(品目)								
医薬品(包装等)定期適合性調査(基本)								
医薬品(包装等)定期適合性調査(品目)								
医薬品(一般)輸出届出適合性調査								
医薬品(一般)輸出定期適合性調査(基本)	1	1	1	1	1	1	1	
医薬品(一般)輸出定期適合性調査(品目)	2	2	2	2	2	2	2	
医薬品(無菌)輸出定期適合性調査(基本)								
医薬品(無菌)輸出定期適合性調査(品目)								
医薬品(包装等)輸出定期適合性調査(基本)								
医薬品(包装等)輸出定期適合性調査(品目)								
医療機器修理業許可	新規	12	12	11	11	11	11	申請者都合により申請取消1件
医療機器修理業許可	更新	31	31	31	31	31	31	
医療機器修理業許可区分変更・追加許可		9	9	9	9	9	9	
配置従事者身分証明書交付		88	88	88	88	88	88	
配置従事者身分証明書書換え交付		5	5	5	5	5	5	
配置従事者身分証明書再交付		1	1	1	1	1	1	
販売従事登録票交付		285	285	285	285	285	285	
販売従事登録票書換え交付		53	53	53	53	53	53	
販売従事登録票再交付		15	15	15	15	15	15	
登録販売者試験合格証明書再交付		5	5	5	5	5	5	
薬局等許可証再交付								
薬局等許可証書換え交付		15	17	32	15	17	32	
医薬品等製造販売業許可証書換え交付								
医薬品等製造業・修理業書換え交付		14	14	14	14	14	14	
医薬品等製造業・修理業再交付								
再生医療等製品販売業許可	新規	2	2	2	2	2	2	翌年度繰越2件(仙南), 前年度申請1件(黒川), 前年度申請1件(石巻)
	更新							
高度管理医療機器等販売業・貸与業許可	新規		69	69		69	69	前年度申請1件(黒川), 翌年度繰越1件(石巻)
	更新		37	37		37	37	
計		664	364	1,028	664	362	1,026	

(4) 登録販売者試験実施状況

一般用医薬品の販売を担う新たな専門家として位置付けられた登録販売者の資質確認試験を実施した。直近3カ年の実施状況は下表のとおりである。

なお、平成27年度に受験資格から実務経験が削除されて以降、毎年願書提出者が増加傾向にある。

特に令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県外受験者の受け入れを中止する都道府県が相次いだことにより、県外からの受験希望者が増加した(1,914人中県外受験者596人)。

①試験実施状況一覧

実施年度	実施月日	場 所	願書提出者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
令和元年度	8月28日	仙台卸商センター産業見本市会館サンフェスタ及び卸町会館	1,369	1,292	800	61.9
令和2年度	8月26日	①東北学院大学土樋キャンパス②仙台卸商センター産業見本市会館サンフェスタ及び卸町会館	1,768	1,665	736	44.2
令和3年度	8月25日	①東北福祉大学東口キャンパス②仙台卸商センター産業見本市会館サンフェスタ及び卸町会館	1,914	1,749	759	43.4

また、試験合格者については、登録販売者として販売店等で一般用医薬品の販売に従事するに当たり、勤務先を所管する都道府県にて、販売従事登録を行う必要がある。直近3カ年の販売従事登録の状況は下表のとおりである。

②従事登録数一覧

登録年度	従事登録数
令和元年度	310
令和2年度	280
令和3年度	285

3 薬事監視

医薬品等による危害を未然に防止するため、薬局、医薬品等製造販売業・製造業者及び医薬品販売業者に対し立入検査を実施した。

薬局・医薬品販売業者に対しては、薬剤師の適正配置、患者への適切な情報提供、毒劇薬等の適正な保管管理等を重点的に指導するとともに、不良・不正医薬品の流通防止と健康食品の広告並びに表示に対する指導を実施し、県内に流通する医薬品等の品質及び有効性・安全性の確保を図り、保健衛生上の危害防止に努めた。

医薬品等製造販売業者に対しては、品質管理（GQP）及び製造販売後安全管理（GV P）に対する指導を実施した。医薬品等製造業者等に対しては、製造設備、製造管理及び品質管理に対する指導を重点的に実施した。特に、製造管理又は品質管理の基準（GMP）を適用する医薬品等の製造所については、医薬品等製造販売業等調査チーム員の中から調査チームを編成し、計画的かつ専門的な査察により各種基準書及び手順書の整備状況、GMP運用状況並びに製造記録、試験検査記録及びバリデーションデータを確認し、医薬品等の品質、安全性及び有効性の確保を図った。

また、薬局、医薬品等製造販売業・製造業者及び医薬品販売業者の資質の向上を図るため、毎年県内各地で研修会を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった。

県外合同模擬査察については、新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いながら参加した。

なお、PIC/S対応の一環として、「GMP調査要領の制定について（平成24年2月16日付け薬食監麻発0216第7号）」に規定された要件を満たす調査員を、研修計画に基づく研修等により養成したほか、「GMP調査品質管理監督システム基準書」に基づき、医薬品等製造業者に対する監視指導の適正化を図った。

調査員数一覧

（令和4年3月31日現在）

区 分	非無菌製剤	無菌製剤	包装表示保管
調査員	15		
リーダー調査員	5	2	6

研修実績

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

種 別	合同模擬査察 (県外調査同行含む)	外部研修	内部研修	通常調査への 同行
回 数	2	13	2	25
延べ人数	2	95	33	94

(1) 薬事監視状況

	許可・届出施設数 (年度末現在) (1)	立入検査施行施設数 (年度中) (2)	違反発見施設数 (年度中) (3)	特定販売届出施設数 (年度末現在) (4)	違反発見件数 (年度中)											
					無許可・届出無登録・業 品(5)	無承認品 (6)	不良品 (7)	不正表示 品(8)	虚偽・誇大広告等 (9)	毒劇薬の譲渡等 (10)	毒劇薬の貯蔵陳列 (11)	譲処方箋記医薬品 等の (12)	制限品目の販売 (13)	構造設備の不備 (14)	販売体制の不備 (15)	
平成 22 年度	12,713	2,772	503		2	3	3	2	19	6	72	3	5	150	69	
平成 23 年度	13,936	2,419	297	55	4	4	2	5	20	6	44	3	3	95	25	
平成 24 年度	14,263	2,644	314	44	24	7	6	6	19	2	53			40	88	
平成 25 年度	13,969	1,865	244	8	4		1	4	9	3	47	1		40	47	
平成 26 年度	14,389	1,923	273	111	15		1		19	3	40	8		47	88	
平成 27 年度	6,418	1,684	210	154	6	4	5	2	6	3	26	4		37	66	
平成 28 年度	6,642	2,142	239	167	4	1			16		21	3	1	45	40	
平成 29 年度	6,729	1,853	266	80	7				6		18	3	3	57	50	
平成 30 年度	6,873	1,759	247	65	2				7	3	14	1	1	51	56	
令和 元 年度	6,916	1,201	127	51	5				5		15			24	45	
令和 2 年度	7,015	1,567	154	53	1	1		1	2		7			27	33	
令和 3 年度	7,015	1,567	154	53	1	1		1	2		7			27	33	
医薬品	薬 局 (01)	582	316	103	38					3	9	1		34	25	
	製 造 業															
	大 臣 許 可 分 (02)	2														
	知 事 許 可 分 (03)	16	10													
	薬 局 (04)	31	13													
	製 販 売 業															
	第 1 種 (05)															
	第 2 種 (06)	2														
	薬 局 (07)	31	13													
	店 舗 販 売 業 (08)	319	154	69	24										3	16
	卸 売 販 売 業 (09)	312	41	7					1							
	薬 種 商 販 売 業 (10)															
	特 例 販 売 業 (11)	6	1													
	配 販 業 (12)	125														
従 事 者 (13)	222															
業 務 上 取 扱 施 設 (14)		11	1						1							
医薬部外品	製 造 業 (15)	8	1													
	製 造 販 売 業 (16)	6	1													
	販 売 業 (17)		254													
	業 務 上 取 扱 施 設 (18)		7													
化粧品	製 造 業 (19)	18	2													
	製 造 販 売 業 (20)	13	1													
	販 売 業 (21)		213													
	業 務 上 取 扱 施 設 (22)		7													
	製 造 業 (23)	39	6													
医療機器	修 理 業															
	大 臣 許 可 分 (24)															
	知 事 許 可 分 (25)	194	45	1												
	製 販 売 業															
	第 1 種 (26)	2														
	第 2 種 (27)	10	3													
	第 3 種 (28)	4														
	販 売 業															
	高 度 管 理 医 療 機 器 等 (29)	546	267	26		3									5	
	管 理 医 療 機 器 (30)	3,551	301	2		1										
	一 般 医 療 機 器 (31)		140													
	販 売 業															
	高 度 管 理 医 療 機 器 等 (32)	149	56	6												
	管 理 医 療 機 器 (33)	932	52	1												
一 般 医 療 機 器 (34)		6														
業 務 上 取 扱 施 設 (35)			1						1							
非医薬品	製 造 業 (36)	1														
	製 造 販 売 業 (37)	1														
	業 務 上 取 扱 施 設 (38)		5													
再生医療等品	製 造 業 (39)															
	製 造 販 売 業 (40)															
	販 売 業 (41)	22	2													
	業 務 上 取 扱 施 設 (42)															
小 計 (43)	7,144	1,928	217	62	4			1	5		9	1		42	41	
指 定 薬 物 等 を 取 扱 施 設 (44)																
総 計 (45)	7,144	1,928	217	62	1	1		1	2		7			27	33	

※ 仙台市所管分は計上せず

特定販売に係る違反(16)	医薬品販売業者の違反(17)	違反発見件数(年度中)							処分等件数(年度中)					（告発年度中）件数(30)	措置件数(年度中)			
		製造販売管理の不備(18)	品質管理の不備(19)	指定薬物の製造(20)	指定薬物の輸入(21)	販指定薬物の輸入(22)	指定薬物の広告(23)	その他(24)	業務可取消・登録取消・停止(25)	改善命令等(26)	検査命令等(27)	廃棄等(28)	その他(29)		指導による監視(31)	改善に報告する指導(32)	報告書・誓約書による指導(33)	始末書の徴収(34)
								398	1				53	449	36	9	8	
1	10							236					61	236	37	12	12	
1	11							191	1				70	243	33	20	17	
	10							168					30	204	29	6	5	
4	1							173					54	219	34	12	8	
1	9							158					36	177	21	4	11	
	1							215					46	190	34	4	8	
	4							241					59	209	50	4	11	
1	13	3	6					197					44	203	29	10	5	
1	13							71					20	107	7	12	1	
5	12							102					19	138	8	8	2	
5	12							102					19	138	8	8	2	
	7							64					12	91	7	5		
1								65						69				
	3							3					4	3		4		
														1				
1	10							172					24	195	10	12	2	
5	12							102					19	138	8	8	2	

(2) 保健所別薬事監視状況（薬局、店舗販売業、卸売販売業、特例販売業）

	許可・届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	措置件数				処分件数					告発件数
				に指 よ導 る監 指視 票	徴改 収善 に報 告書 指等 導の	徴報 収告 に書 よる 誓約 書の	始 末 書 の 徴 収	・許 業 可 務 取 停 止 消	改 善 命 令 等	検 査 命 令 等	廃 業 等	そ の 他	
薬務課	228	7	5	1		4							4
仙南保健所	141	59	4	4									
塩釜保健所岩沼支所	137	62	32	30		2							2
塩釜保健所	136	84	28	26	2								2
塩釜保健所黒川支所	68	37	7	7									
大崎保健所	183	95	45	40	3	2							5
大崎保健所栗原支所	54	29	2	1		1							1
石巻保健所登米支所	54	20	16	16									
石巻保健所	157	87	34	34									
気仙沼保健所	61	32	6	4	2								2
計	1,219	512	179	163	7	9	0	0	0	0	0	0	16

※ 平成28年度中に旧法における許可業種である「薬種商販売業」がすべて廃業となった。

(3) 医薬品等の収去検査状況

県内製造品並びに県内に流通する医薬品及び医療機器等の品質及び有効性、安全性の確保並びに管理の適正を図るため、次のとおり収去により試験検査を実施した。

製剤の種類	検体数	試験項目	試験結果
医薬品（洗眼剤）	3本	無菌試験	適合
医薬品（殺菌消毒薬）	3本	定量試験	適合

(4) 製造販売業GQP・QMS体制／GVP調査状況

県内の製造販売業者に対し、業許可申請及び業許可更新申請に基づく調査（69条調査の通常調査に包含）のほか、回収等を実施した製造販売業者に対し特別調査を実施した。

	業許可申請に基づく調査		69条調査		計
	新規	更新	通常調査	特別調査	
医薬品					
医薬部外品		1			1
化粧品		1			1
医療機器	2	1		1	4
体外診断用医薬品					
計	2	3		1	6

※ 医薬品医療機器等法69条調査とは、許可に付随する業務の遵守事項の確認のために行う立入検査で、特別調査及び通常調査に分類する。特別調査は、回収、事故等が生じた場合の確認のための調査で、通常調査は、構造設備変更届出による確認、収去検査のための調査である。

以下（5）及び（6）においても同様である。

(5) 製造業構造設備調査状況

県内の製造業者に対し、業許可申請及び更新申請に基づく調査（69条調査の通常調査に包含）を実施した。

	業許可申請に基づく調査		69条調査		計
	新規	更新	通常調査	特別調査	
医薬品	1	3	4	1	9
医薬部外品		1			1
化粧品	1	1			2
医療機器	1	4			5
体外診断用医薬品					
計	3	9	4	1	17

(6) 製造業GMP調査状況

県内の製造業者に対し、業許可申請及び更新申請に基づく調査（69条調査の通常調査に包含）を実施した。

	適合性調査申請に基づく調査					69条調査		
	承認時	承認定期	輸出時	輸出定期	計	通常調査	特別調査	計
医薬品	2 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	3 (5)	4	1	5
医薬部外品								
計	2 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	3 (5)	4	1	5

※（）内は品目数である。

(7) 医薬品等の広告事前指導状況

区分 業種	指導受付 件数	指導件数内訳				
		医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	その他
薬局						
店舗販売業						
その他	17				3	14
計	17				3	14

(8) 無承認無許可医薬品等買上調査

実施せず

(9) 無許可、無承認、虚偽、誇大広告等の発見状況

	品名等	区分	発見 年月日	発見 機関	違反内容	適用条項	措置
1	フリーウォーターII Monoflo±発 酵ルベルス集大成	無承認 無許可 医薬品	令和3年 12月14日	塩釜 保健所	医薬品的 効能効果 の標榜	医薬品医 療機器等 法第68条	報告書 の徴収

4 抗インフルエンザウイルス薬備蓄状況

厚生労働省が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」及び平成30年6月22日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知「抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針等について（健感発0622第1号）」に基づき、次表のとおり抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しており、令和3年度末現在、総備蓄目標数量（317,300人分）を達成している。

(数量単位：人分)

備蓄薬剤名	タミフル カプセル	リレンザ	タミフル ドライシロップ	ラピアクタ	イナビル	合 計
備蓄目標数量	85,700	31,700	41,200	15,900	142,800	317,300
R2年度末備蓄数量	85,700	80,110	59,600	21,300	75,990	322,700
R3年度購入数量	54,400	0	0	15,900	20,000	90,300
R3年度払出数量	※54,400	※20,000	0	0	0	74,400
期限切れ未払出数量	0	0	0	21,300	0	21,300
R3年度末備蓄数量	85,700	60,110	59,600	15,900	95,990	317,300

(総備蓄目標数量達成率 100%)

※期限切れによる払出

5 緊急医薬品対策

国及び宮城県では、緊急に要し、かつ早急に確保することが困難な医薬品について、宮城県医薬品卸組合に保管及び供給を委託している。

また、国有ワクチンについては、国が都道府県に対してのみ販売する医薬品であることから、医療機関等からの供給要請に基づき、県が国から購入して医療機関等に供給を行っている。

(1) 県が備蓄している医薬品（国有ワクチン以外を含む）

(単位：個)

品名	備蓄定数量	前年度よりの繰越数量	購入数量	年度内有効期限切れ	供給数量	年度末保管数量
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	20本以内	19	0	0	0	19
乾燥まむしウマ抗毒素	4本以内	4	0	0	0	4
パム静注	100本以内	100	0	0	0	100
バル筋注	320本以内	320	0	0	0	320
デトキソール静注液	350本以内	350	0	0	0	350
計		793	0	0	0	793

※平成27年度からパム静注の備蓄定数量を120Aから100Aに変更

(2) 県が備蓄していない国有ワクチン

(単位：個)

品名	購入数量	供給数量
乾燥ガスエソウマ抗毒素		
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（ABEF型）	令和3年度は、購入・供給実績なし	
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（E型）		
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン		
乾燥ジフテリアウマ抗毒素		
計		0

6 安定ヨウ素剤供給事業

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕に基づき、女川原子力発電所から概ね5km圏内（PAZ）及びPAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域（準PAZ）の住民に対し、説明会を開催し安定ヨウ素剤の事前配布を実施した。また、コロナ禍の時限的・限定的措置により希望者には郵送により配布した。

区域		事前配布説明会	対象人数※ (うち40歳未満)	配布人数【対面】 (うち40歳未満)	配布人数【郵送】 (うち40歳未満)
女川町	PAZ／準PAZ (未配布者対象)	1回	530人 (116人)	4人 (1人)	7人 (6人)
石巻市	PAZ／準PAZ (未配布者対象)	4回	2,614人 (550人)	104人 (29人)	37人 (18人)
計		5回	3,144人 (666人)	108人 (30人)	44人 (24人)

※ 対象人数は配布時の居住者数

7 非常災害用医薬品確保対策

宮城県医薬品卸組合との協定に基づき、非常災害用医薬品82品目を県内5地区28店舗に流通備蓄し、災害に備えた。(負担金1,598千円)

令和3年度非常災害用医薬品契約内容

1	分類	品名	規格	数量	単位
2	抗菌製剤	クラビット錠	500mg/T	10,000	T
3		メイアクトMS	100mg/g	2,760	g
4		ケブラール細粒小児用10%	100mg/g	4,080	g
5	抗ウイルス製剤	タミフルカプセル	75mg/C	5,000	C
6		バルトレックス錠	500mg/T	900	T
7	免疫抑制剤	ネオールカプセル	50mg/C	1,200	C
8		ステロイド製剤	プレドニン錠(プレドニゾン錠)	5mg/T	1,500
9	解熱鎮痛剤	カロナール錠	200mg/T	6,000	T
10		カロナール錠	300mg/T	13,500	T
11		ロキソニン錠	60mg/T	27,000	T
12	総合感冒剤	P.L.顆粒	1g/P	4,500	P
13		アレグラ錠	60mg/T	3,000	T
14	糖尿病治療剤	アマリール錠	1mg/T	1,500	T
15		ワーファリン錠(ワルファリンカリウム錠)	1mg/T	1,500	T
16	抗血小板剤	バイアスピリン錠	100mg/T	1,500	T
17		アムロジウムOD錠	5mg/T	1,500	T
18	高血圧症・狭心症治療剤	ニトロペン舌下錠	0.3mg/T	1,500	T
19		アルダクトンA錠	25mg/T	1,500	T
20	利尿・降圧剤	ラシックス錠	20mg/T	1,500	T
21		チベピジンヒベンズ酸塩錠	20mg/T	4,500	T
22	鎮咳剤	アスピリンシロップ	0.5%/10ml	500	ml
23		ムコダイン錠	500mg/T	4,500	T
24	気道粘液調整・粘膜正常化剤	ムコダインシロップ	5%/1ml	3,000	ml
25		タケブロンOD錠1.5	15mg/T	3,000	T
26	消化性潰瘍治療剤	ブスコパン錠	10mg/T	10,000	T
27		ラックビー錠N	1g/P	4,500	P
28	鎮痛剤	ブルゼニド錠	12mg/T	1,500	T
29		リスパダールOD錠	1mg/T	3,000	T
30	下剤	セルシン錠	2mg/T	12,000	T
31		マイスリー錠	10mg/T	1,500	T
32	抗不安薬	デパケン錠	100mg/T	2,500	T
33		テグレトール	100mg/T	3,600	T
34	抗てんかん剤	ロセフィン点滴静注用バッグ	1g/B	500	B
35		破傷風予防製剤	破傷風トキソイド	0.5ml/A	100
36	緊急ショック用	アドナ注射液	500mg/V	500	V
37		ソセゴン注射液・ベンタジン注射液	40mg, 125mg/V (125mg/Vとして)	500	V
38	鎮痛剤	ノボリンR注フレックスペン	3ml/筒	300	筒
39		ベンニードルプラス32G	14本/袋	300	袋
40	糖尿病治療剤	生理食塩水	500ml/B, V, 袋	8,000	B, V, 袋
41		ラクテック注射液	500ml/袋	4,000	袋
42	輸液等	ソリタT3号注射液	500ml/袋	4,000	袋
43		ブドウ糖	50%/20ml/A	4,000	A
44	ブドウ糖	ブドウ糖	10%/500ml/袋, B	500	袋, B
45		ブドウ糖	5%/500ml/袋, B	1,000	袋, B
46	止血剤	アドナ注射液	100mg/20ml, 10mg/2ml/A	2,000	A
47		トランサミン注射液	10%/10ml/A	2,000	A
48	急性循環不全改善剤	イノバン注射液	100mg/5ml/A	1,000	A
49		アドレナリン注射液	1mg/1ml/A	1,000	A
50	昇圧剤	ラシックス注射液	20mg/2ml/A	2,000	A
51		ブスコパン注射液	20mg/1ml/A	2,000	A
52	利尿剤	キシロカイン注射液	1%/10ml/A	2,000	A
53		ゲンタシン軟膏	0.1%/10g/本	2,000	本
54	外用製剤	消毒用エタノール(OTCを含む)	500ml/B	4,000	B
55		ウエルバス(薬価未収載)	500ml/B	1,000	B
56	消毒剤	ステリクロンW液 0.05	0.05%/500ml/B	200	B
57		ヒビテン液	5%/500ml/B	200	B
58	解熱鎮痛剤	ボルタレンサポ	50mg/S	8,000	S
59		モーラスバップ	30mg/枚	8,000	枚
60	経皮鎮痛消炎剤	フランドルテープ	40mg/枚	1,500	枚
61		ホクナリンテープ	1mg/枚	1,000	枚
62	気管支拡張剤	アドエア100ディスカス60吸入用	100μg/個	300	個
63		メプチンエアー100吸入用	0.0143%5mL1キット	300	キット
64	喘息治療配合剤(吸入)	キシロカインゼリー	2%/30ml/本	2,000	本
65		クラビット点眼液	0.5%/5ml/本	500	本
66	抗菌製剤	人工涙液マイティ点眼液	5ml/本	1,000	本
67		タリビッド耳鼻科用液	0.3%5ml/B	500	B
68	角膜炎治療薬	オイラックスクリーム	10%/10g/本	300	本
69		ヒルドイドクリーム0.3%	25g, 50g, 100g, 500g/本	200	本
70	抗菌製剤	ゲーベッククリーム	1%/50g, 100g, 500g/本	500	本
71		SPトローチ	0.25mg/T	1,200	T
72	外用感染治療剤	カット綿	100g以上/箱	500	箱
73		伸縮包帯大	7.5cm幅/巻	500	巻
74	包帯等	伸縮包帯小	5cm幅/巻	500	巻
75		救急ハン	M, Lサイズ1枚	40,000	枚
76	ガーゼ	サージカルテープ	12mm幅/巻	4,000	巻
77		輸液セット	50個入	700	箱
78	シリンジ	5ミリディスポシリンジ 注射針付き	100本入	200	箱
79		20ミリディスポシリンジ	50本入	200	箱
80	注射針	注射針	100本入	100	箱
81		塩化ベンゼンコニウム10%液	500ml以上/B	2,000	B
82	石鹸	次亜塩素酸ナトリウム水溶液	450ml以上/B	4,000	B
83		殺虫剤大(うじ殺し・乳剤)	18kg/B	100	B
84	殺虫剤	殺虫剤小(うじ殺し・乳剤)	500g/B	1,000	B
85		シップ剤	12枚以上/袋, 箱	1,000	袋, 箱
86	殺菌消毒薬	消毒用スプレー	75ml/B	2,000	B
87		カットパン	22枚以上/箱	2,000	箱
88	包帯等	精製水	500ml/B	4,000	B
89		精製水	500ml/B	4,000	B

※ T:錠 C:カプセル P:包 S:坐剤 A:アンプル pA:ポリアンプル V:バイアル B:ボトル
 ※ 数量には規格が異なる同一有効成分の医薬品等を含む

8 災害薬事連絡会議

災害薬事関連業務マニュアルの素案作成に当たり、参考意見を聴取するために開催した。

回次（開催年月日）	議 事
第3回 (令和3年12月22日)	1 災害時薬事関連業務マニュアルについて 2 災害薬事関連体制の整備状況について 3 その他

9 災害薬事コーディネーター

大規模災害時の医薬品等・薬剤師に関する全県的な調整を担う「県災害薬事コーディネーター」及び被災地域における調整を担う「地域災害薬事コーディネーター」を委嘱した。

委嘱年月日	内 容
令和4年2月1日	県災害薬事コーディネーター 6名 地域災害薬事コーディネーター 16名

10 医薬品等の啓発指導状況

医薬品等の相談・苦情処理及び消費者教育を行うために「くすりの相談室」を開設し、医薬品等の特質と使用及び取扱いについての指導を行った。

また、「薬と健康の週間」の行事として展示会等を開催し、医薬品等に関する正しい知識及び医薬分業推進等について普及啓発を図った。

(1) 「くすりの相談室」

一般社団法人宮城県薬剤師会薬事情報センター(仙台市青葉区落合)内に「くすりの相談室」を設け、毎週火曜・金曜(午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで)に薬事相談員(2名)が医薬品等の相談に対して助言・指導を行った。

令和3年度においては、医薬品に関する相談が全体の約96%を占め、全体の相談件数は昨年度から18件減少した。

相談業務 367件(前年度385件)

内 訳	医薬品	351件(前年度363件)	医薬部外品	1件(前年度0件)
	化粧品	0件(前年度0件)	医療機器	0件(前年度2件)
	健康食品	1件(前年度4件)	その他	14件(前年度16件)

(2) 「薬と健康の週間」実施状況

イ 啓発・広報

- ・ 薬業関係団体に対し、ポスター・リーフレット等の掲示及び配布を依頼した。また、県広報誌による周知を行った。
- ・ 県庁行政庁舎内で9月24日から9月30日まで「薬と健康パネル展」を開催した。

ロ 関連行事

- ・ 県内各地域で関連行事を行った。仙台市内においては、令和3年11月9日、薬草セミナー開催に併せて、薬務行政功労者表彰式を開催した。

(3) 薬用資源推進普及事業

薬用植物の正しい知識及び利用方法の普及啓発のため、日本薬用植物友の会に業務委託し薬草セミナーを開催した。

- ・ 契約期間 令和3年4月23日から令和4年2月28日まで
- ・ 薬草セミナー 開催回数6回(参加人数 延べ213人)

1.1 患者のための薬局ビジョン推進事業

平成27年度に国が策定した「患者のための薬局ビジョン」を推進するため、地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用し、以下の事業を実施した。

事業 認定薬局等の整備促進事業

実施内容	実績
<p>令和3年8月1日より施行された認定薬局制度の基盤整備・普及推進のため、を活用し、一般社団法人宮城県薬剤師会及び一般社団法人宮城県病院薬剤師会へ委託し、当該薬局に求められる医療機関等との連携体制構築、がんに対する専門的な知識を有する薬剤師育成に関する事業を実施した。</p>	<p>【地域連携薬局の整備に係る事業】</p> <p>1 地域連携薬局に係るアンケートの実施 宮城県内の保険薬局における認定基準への対応状況及び認定を取得するにあたって感じる障壁等の把握を目的とし実施した。回答した薬局のうち約6割が地域連携薬局の取得に意欲的であったが、認定要件の一つである無菌調剤処理の実施体制や医療機関に対する月30件の情報提供体制等が高い割合で整備されていない状況であった。</p> <p>2 地域連携薬局に関する研修 患者の服用状況や薬物治療効果・副作用等について、薬局と医療機関において継続的・一元的な情報連携がなされるよう、認定薬局制度及び薬局の目指すべき方向性を正しく理解することを目的とし、研修会を2回開催した。</p> <p>(1) 令和3年11月23日（火・祝） 参加人数：112名 場所：TKP ガーデンシティ仙台</p> <p>イ 制度概要「改正薬機法における地域連携薬局・専門医療機関連携薬局とは」 講師：厚生労働省医薬・生活衛生局総務課薬事企画官 太田美紀</p> <p>ロ 「薬局の機能と目指すべき薬局像について ～患者、国民のために生きる～」 講師：公益社団法人日本薬剤師会専務理事 磯部総一郎</p> <p>(2) 令和3年12月19日（日） 参加人数：90名 場所：宮城県薬剤師会</p> <p>イ 「地域連携薬局に関する手続き等について」 講師：宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班技師 高橋美玲</p> <p>ロ 「薬局の機能と私たちが目指す姿」 講師：一般社団法人宮城県薬剤師会常任理事 森川昭正</p> <p>ハ 「薬業連携 事例報告」 講師：①宮城県薬剤師会理事 松浦正樹（東北大学病院薬剤部 副薬剤部長）、②コスモ薬局管理薬剤師 阿部孝俊</p> <p>ニ 「フレイル予防の多職種連携事例」 講師：医療法人社団やまと やまと在宅診療所管理栄養士 和田布由美</p> <p>3 地域における在宅患者訪問可能薬局等の整備・周知 宮城県薬剤師会のホームページを整備し、健康サポート薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局を検索条件とし、県民が必要とする薬局を検索できるシステムを構築した。</p>

	<p>在宅患者訪問可能薬局を判別できるオリジナルステッカーを作成し、該当する薬局への配布及び掲示を促進した。</p> <p>地域住民に対し、県薬剤師会ホームページ内にて認定薬局制度に関する専用ページを設け、啓発を行った。</p> <p>【専門医療機関連携薬局の整備に係る事業】</p> <p>1 専門医療機関連携薬局薬剤師研修 専門医療機関連携薬局でのがん患者のフォローアップ業務を実施できる薬剤師を養成する目的で、令和4年2月より保険薬局薬剤師1名に対し、Web講義、実地研修5日間（病院1日間、薬局4日間）を実施した。</p> <p>2 医療現場における患者情報の共有に係る在り方の検討 MMW I N登録患者について、連携充実加算対象患者の指導報告書及び退院時の薬剤管理サマリをMMW I Nのカレンダーにアップロードする仕組みを構築し運用することで、月40件程度の使用実績が得られた。</p> <p>3 がん患者のフォローアップ体制の強化 東北大学病院において、がん患者のフォローアップ体制強化に向けたモデルを推進し、月300件程度の連携充実加算を算定し、治療手帳を用いた保険薬局との情報連携を実施した。</p> <p>4 ポリファーマシーへの対応 東北大学病院において、多職種によるポリファーマシー対策を推進した。</p> <p>5 MMW I Nの利用促進 access等を利用したMMW I Nカレンダーへの文書登録の仕組みを構築した。また、『令和3年度宮城県認定薬局整備支援事業 薬剤師のためのMMW I N活用法』の冊子を作成し、県内の保険薬局へ配布しMMW I Nの機能についての啓蒙活動を行った。</p> <p>6 啓発、広報 がん患者のフォローアップやポリファーマシー対策について、各医療従事者の関わりを取りまとめ、医療機関・保険薬局に対し、研修会等で広報活動を行った。</p>
--	--

1 2 地域医療介護総合確保基金事業

消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）の創設により策定された「医療介護総合確保促進法に基づく宮城県計画」に基づき、薬剤師確保対策事業を実施した。

事業 薬剤師確保対策事業（宮城県）

事業内容	実績
○ 人口10万人あたりの薬剤師数は全国平均より下回っている上、仙台市に集中している現状にある。平成27年度に国が策定した「患者のため	<p>①薬学生対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の薬局・施設見学及び医療関係者による講話 薬学生を対象に、石巻市及び女川町に所在する被災した薬局及び医療機関を巡る被災地バスツアーを行い、被災地の現状を体感してもらうことにより、県内就業選択の動機付けを行った。

<p>の薬局ビジョン」で示した「かかりつけ薬局」を推進するためには、薬剤師の確保・偏在解消及び定着が不可欠となっている。</p> <p>このため、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会と連携を図り、人材確保・偏在解消及び定着のための各種取組みを推進した。</p>	<p>10月12日 参加者24名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師過疎地域での薬局実務実習 <p>被災地、過疎地における薬剤師のチーム医療への関わり、在宅医療等の取組現場を訪問させ、進路検討や県内就業の促進に繋げた。</p> <p>第1回 7月28日～29日 4地区(仙南、石巻、登米、気仙沼) 参加者9名</p> <p>第2回 10月21日～22日 4地区(大崎、栗原、石巻、気仙沼) 参加者6名</p> ・宮城県内就業PRパンフレットの配布 <p>仙台・宮城の魅力や被災時における薬剤師の取り組み等を紹介した薬学生向けの宮城県への就業促進パンフレットを4,000部増刷し、薬学部のある大学(79大学)に配布した。</p> ・アンケート調査の実施 <p>薬局薬剤師を対象にアンケート調査を実施し、地域包括ケアシステムに関する意識調査を行った。</p> <p>対象者973名、回答者659名、回答率67.7%</p> ・大学内県内就業説明会 <p>北海道、東北及び関東地方の薬系大学(32校)に対して、宮城県内の薬剤師過疎地における就業を促す説明会について周知し、WEB説明会を実施した。</p> <p>12月18日(WEB開催) 参加者10名</p> ・病院内業務体験研修 <p>薬剤師過疎地における医療機関で構築されている研修制度を体験してもらうことにより、病院薬剤師としての進路検討や県内就業の促進に繋げた。</p> <p>3月3日～4日(石巻) 参加者1名</p> <p>②未就業者等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就業者向け実務実習 <p>薬局業務の見学や調剤業務の習得のための実務実習を行った。実習内で地域医療の現状を体験してもらうことにより、過疎地における薬剤師の必要性及び重要性を伝え、県内就業の促進に繋げた。</p> <p>11月24日～26日、29日、12月1日～2日(計6日間)(仙台) 参加者1名</p> ・復職者等支援研修 <p>将来的に病院への就業を希望する未就業者及び薬局等に就業している薬剤師に対し、病院内における基礎的な薬剤師業務について講演及び実習を実施した。</p> <p>第1回 2月14日～25日(仙台) 参加者1名</p> <p>第2回 3月4日(登米) 参加者1名</p> ・復職支援窓口の充実 <p>未就業薬剤師57名に対して各種事業の案内送付と未就業薬剤師の実態及び就業意識等を把握するためアンケート調査を実施した。</p> <p>③小中高生対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来の薬剤師セミナー及び薬局薬剤師実務体験 <p>薬剤師過疎地域における小中高生を対象としたセミナー及び薬局業務の疑似体験実習を実施した。</p> <p>第1回 11月19日(仙南:学校内) 参加者112名</p> <p>第2回 12月19日(石巻:学校外) 参加者28名</p> <p>第3回 2月1日(仙南:学校内) 参加者13名</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・薬学部進学PRパンフレットの作成・配布 各業界に就業している薬剤師の働き等を紹介した中高生向けの薬学部への進学促進パンフレットを当該事業参加者等に配布した。 <p>④人材育成研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度管理医療等実務研修 地方に就業している薬剤師等を対象に、高度な管理が必要とされる、あるいは災害時に特に必要とされる業務に関する講演及び実習を実施した。 3月9日（WEB開催） 参加者13名 ・地域連携医療等実務研修 地方に就業している薬剤師等を対象に、在宅医療等の地域医療機関との連携時に特に必要とされる業務に関する講演及び実習を実施した。 第1回 9月 4日（WEB開催） 参加者41名 第2回 12月12日（仙台） 参加者51名 第3回 2月 5日（石巻） 参加者14名 第4回 2月19日（WEB開催） 参加者22名 第5回 3月 6日（仙台） 参加者33名
--	---

事業 在宅医療推進事業（宮城県）

事業内容	実績
<p>○ 地域包括ケアシステムにおいて活躍できる各種対応薬剤師（感染症、うつ病、フレイル、認知症）の育成と地域住民への啓発活動により、地域ケアシステムにおける関係者の連携強化を目的とする。</p>	<p>地域包括ケアシステムにおいて活躍できる薬剤師の育成を行った。</p> <p>①うつ初期対応薬剤師育成の研修会開催（3回） ②フレイル・サルコペニア予防対応薬剤師研修会開催（4回） ③感染対策（ワクチン対応）研修会開催 ④長期自粛による「うつ対応」として、声かけ啓発強化月間（9月、3月）を設け、地域の薬局で実施した。 ⑤長期自粛によるフレイル・サルコペニア予防対策としての声かけ啓発強化月間（6月）を設け、地域の薬局で実施し、アンケートを実施した。 ⑥10月の薬と健康の週間を活用し、地域の薬局で研修成果を活かし、テーマごとに地域啓発活動を展開した。 ・フレイル・サルコペニア予防対策： 38件（薬局） ・感染症初期予防対策： 201件 ・認知症初期予防対策： 33件 ・うつ初期予防対策： 7件 ⑦秋の健康フェア（11月28日）を開催し、感染症初期予防やフレイル・サルコペニア予防対策に関しての市民講演会、相談会を実施した。 ⑧医師会、歯科医師会（三師会）との感染対策検討会に参加した。</p>

1.3 医薬分業の推進

医薬分業とは、医師・歯科医師が患者の診療を行い、地域の薬局の薬剤師が医師の処方せんに基づいて調剤や薬歴管理、服薬指導を行い、医師・薬剤師が各々の専門性を発揮し医療の質の向上を図るシステムである。県内においても医薬分業が定着しつつある。

医薬分業の推移

年度	薬局数	保険薬局数	処方せん枚数	処方せん受取率
H8	867	711	6,709,178	29.1%
H9	905	760	7,504,509	32.8%
H10	920	791	8,708,481	37.7%
H11	954	824	9,948,205	43.2%
H12	972	862	11,097,158	49.0%
H13	1,003	900	12,033,698	54.7%
H14	1,025	948	12,615,344	60.2%
H15	1,033	967	13,103,951	64.2%
H16	1,052	985	13,291,139	66.0%
H17	1,076	1,007	13,679,449	65.7%
H18	1,088	1,016	13,934,348	67.2%
H19	1,098	1,024	14,292,517	68.2%
H20	1,101	1,040	14,531,646	70.2%
H21	1,097	1,036	14,516,030	71.3%
H22	1,105	1,045	15,028,117	73.8%
H23	1,087	1,043	15,067,592	76.6%
H24	1,108	1,068	15,978,823	76.4%
H25	1,113	1,061	15,606,339	77.2%
H26	1,124	1,086	15,705,537	78.5%
H27	1,126	1,104	15,924,682	79.8%
H28	1,142	1,125	16,052,706	81.5%
H29	1,148	1,129	15,957,812	82.0%
H30	1,159	1,137	16,085,592	83.0%
R1	1,165	1,145	16,081,817	84.3%
R2	1,178	1,153	14,427,476	84.2%
R3	1,186	1,143	15,104,226	84.2%

注 薬局数：薬事行政概要より。保険薬局数：東北厚生局保険薬局指定状況より。
処方せん枚数、処方せん受取率：日本薬剤師会調べより。

1 4 薬事関係研修会等開催状況

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対面による集合形式の研修会はすべて中止となった。

1 5 宮城県薬事審議会

知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項について調査審議するため設置している。

回次（開催年月日）	議 事
第 48 回 (令和 4 年 1 月 20 日)	1 薬事行政概要（令和 2 年度実績）について 2 認定薬局に係る調査審議等について 3 薬事行政の最近の話題について 4 その他

1 6 薬剤師免許関係申請状況

薬剤師登録に係る薬剤師免許申請，登録名簿訂正・免許証書換交付申請，再交付申請，名簿消除申請受付状況は，次表のとおりである。

種 別 \ 年 度	平 成 29 年度	平 成 30 年度	令 和 元年度	令 和 2 年度	令 和 3 年度
薬 剤 師 免 許 申 請	194 件	192 件	263 件	210 件	180 件
名簿訂正，書換交付申請	112 件	122 件	146 件	115 件	120 件
免許証再交付申請	6 件	13 件	7 件	14 件	10 件
名簿消除申請	6 件	6 件	2 件	3 件	3 件

1 7 後発医薬品の安心使用の推進

後発医薬品使用の意思表示に使用するシールの作成及び配布（1万部），啓発用ポケットティッシュの作成及び配布（500個），タウン情報誌への広告掲載（S-style 1回，Kappo 1回）を行い，一般県民に対し後発医薬品の安心使用について啓発を図った。

III 毒物劇物

1 概 要

毒物及び劇物による危害防止を図るため、毒物及び劇物取締法に基づく登録を行うとともに、販売業者等の営業者及び業務上取扱者に対し、監視指導を行った。

また、毒物及び劇物による事故を防止するため、毒物製造業者等に対し、毒物劇物の適正な保管管理並びに取扱いについて研修会を図るとともに、関係施設に立入検査を行い、状況に応じて施設の改善を指示した。

なお、地方分権一括法の制定に伴い、仙台市内の毒物劇物販売業(平成12年4月1日から)、法22条第1項の者(平成24年4月1日から)、特定毒物研究者(平成28年4月1日から)の登録、届出及び監視の権限が仙台市に移管されている。

2 許認可事務

(1) 毒物劇物販売業及び製造業の業態数

令和4年3月31日現在

	販 売 業				製造・輸入業		法第22条 第1項の者	特定毒物 研究者
	一般	農業用品目	特定品目	計	製造	輸入		
平成27年度	878	240	92	1,210	29	4	32	26
平成28年度	885	238	81	1,204	30	4	29	23
平成29年度	881	229	82	1,192	31	4	27	22
平成30年度	909	222	82	1,213	31	5	28	23
令和元年度	917	213	81	1,211	30	5	30	23
令和2年度	925	215	81	1,221	30	6	27	26
令和3年度	919	212	77	1,208	28	6	27	29
薬務課	—	—	—	—	7	4	—	—
仙南保健所	24	27	4	55	4		2	
塩釜保健所	39	3	5	47	5		2	3
塩釜保健所 岩沼支所	37	29	4	70	1		3	2
塩釜保健所 黒川支所	37	13	2	52	3	2	1	
大崎保健所	67	45	4	116	3		2	1
栗原保健所	19	21		40	2		1	1
石巻保健所	65	21	7	93	2		5	
登米保健所	14	26	3	43	1			
気仙沼保健所	32	5	2	39				
仙 台 市 ※	585	22	46	653	—	—	11	22

※ 販売業の登録は、平成12年度から仙台市に移管
 法第22条第1項の者の届出は、平成24年度から仙台市に移管
 特定毒物研究者の許可は、平成28年度から仙台市に移管

(2) 毒物及び劇物取締法関係登録状況

毒物劇物の製造業、販売業等の申請に基づき、毒物及び劇物取締法に基づく登録等の事務を行った。

業 態 名	申請件数			登録件数			不登録件数			備 考
	本庁	保健所	計	本庁	保健所	計	本庁	保健所	計	
販 売 業 登 録	—	16	16	—	16	16	—			
販 売 業 登 録 更 新	—	73	73	—	70	70	—			次年度繰越3件
販 売 業 登 録 票 書 換 交 付	—	1	1	—	2	2	—			前年度繰越1件
販 売 業 登 録 票 再 交 付	—			—			—			
計	—	90	90	—	88	88	—			
製 造 業 登 録	1	—	1	1	—	1		—		
製 造 業 登 録 更 新	4	—	4	4	—	4		—		
製 造 業 登 録 変 更	2	—	2	2	—	2		—		
輸 入 業 登 録		—			—			—		
輸 入 業 登 録 更 新	1	—	1	1	—	1		—		
計	8	—	8	8	—	8		—		

3 毒物劇物取扱者試験実施状況

毒物劇物営業施設において、毒物又は劇物による保健衛生上の危害防止に当たる毒物劇物取扱責任者の資格試験を実施した。実施状況は次表のとおりであり、合格率は27.1%であった。

(1) 年月日 令和3年9月1日(水)

(2) 場 所 TKPガーデンシティ仙台 AER(アエル)21階(仙台市青葉区中央1-3-1)

種 目	志願者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	受験者に対する合格率(%)				
				H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
一 般	217	196	61	32.6	25.2	47.5	29.2	31.1
農 業 用 品 目	103	92	16	12.5	7.3	32.1	25.3	17.4
特 定 品 目	5	4	2	16.7	20.0	20.0	0	50.0
計	325	292	79	25.3	19.3	42.2	27.4	27.1

4 毒物劇物監視

毒物及び劇物による危害防止を図るため、毒物及び劇物取締法に基づく登録を行っている製造業者及び販売業者、届出を要する業務上取扱者等に対し、毒物劇物監視員が毒物劇物の保管管理状況や譲渡手続き等について通常監視指導を行った。また、毒物及び劇物による事故の未然防止の観点から、関係団体や毒物劇物製造業者等に対し、研修会等により毒物劇物の適正な譲渡手続き、保管管理及び取扱いについて周知を図った。

(1) 毒物劇物立入検査状況

表 頭 表 側	登 録 ・ 届 出 ・ 許 可 施 設 数 在	立 期 入 検 査 施 行 施 設 数 中	違 期 反 発 見 施 設 数 中	違 反 発 見 件 数 (年 度 中)					有 毒 物 劇 物 の 疑 い の あ る 物 の 収 去	試 験 の 結 果 毒 劇 物 又 は 政 令 で 定 め ら れ た 毒 物 劇 物 に 関 連 す る 物	無 登 録 ・ 無 届 ・ 無 許 可 施 設 発 見 件 数	処 分 件 数 (年 度 中)					告 発 件 数			
				登 録 違 反	取 扱 違 反	表 示 違 反	譲 渡 手 続 違 反	そ の 他				登 録 ・ 許 可 取 消	業 務 停 止	設 備 改 善 命 令	そ の 他					
															登 録 違 反	取 扱 違 反		表 示 違 反	譲 渡 手 続 違 反	そ の 他
平成 27 年度	676	300	41	3	12	3	21	10		2			2	3	1	2	2			
平成 28 年度	618	310	66	5	8	13	20	27		5			5							
平成 29 年度	619	204	42	3	11	3	8	31		4			2	2	1	1	2			
平成 30 年度	616	250	55	3	20	10	9	35		1			1	8	2		10			
令和 元 年 度	603	164	26	3	11	14	2	9		1			3	9						
令和 2 年 度	618	169	25	1	6	5	4	14						5	2	3	14			
令和 3 年 度	611	190	40	2	2	9	10	22		1			2		8	10	20			
製 造 業 原 体 製 造 業 者 登 録 分	7	8	2			1		1							1		1			
製 剤 製 造 業 者 等 分	21	6	1					2									1			
輸 入 業 原 体 輸 入 業 者 分	1																			
製 剤 輸 入 業 者 分	5	3																		
一 般 販 売 業	334	113	16	1	1	2	7	6		1			1		1	7	7			
農 業 用 品 目 業	190	38	15	1	1	3	2	11					1		4	2	8			
特 定 品 目 業	31	16	3					2								1	2			
電 気 め つ き 業	4																			
金 属 熱 処 理 業	1																			
毒 物 劇 物 運 送 業	11																			
白 あり 駆 除 業 者																				
法 第 22 条 第 5 項 の 者		6	3			3									2		1			
特 定 毒 物 研 究 者	6																			

※ 仙台市所管分は計上せず

(2) 保健所別立入検査状況(毒物劇物販売業)

	登年 録度 施末 設現 数在	実立 施入 施検 設査 数査	施違 反 設 発 数見	措 置 件 数					
				よ指 る導 指票 導に	るの改 徴善 指収報 に告 導よ書	に約報 よ書告 るの書 指徴・ 導収誓	徴始 末書 収の	命停取 止消 令・・ 改業 等善務	告 発
仙 南 保 健 所	55	14	1			1			
塩 釜 保 健 所	47	18	3	3					
塩 釜 保 健 所 岩 沼 支 所	70	14	3	3					
塩 釜 保 健 所 黒 川 支 所	52	16	1			1			
大 崎 保 健 所	116	31	8	7			1		
栗 原 保 健 所	40	12	1	1					
石 巻 保 健 所	93	29	2	2					
登 米 保 健 所	43	14	11	11					
気 仙 沼 保 健 所	39	19	4	3			1		
計	555	167	34	30		2	2		

5 毒物劇物事故発生状況

発生年月日	毒物又は 劇物の別	毒物又は 劇物の 名称	事件の概要	事件発生 事業所等 の登録等 の状況	事件の原因	被害状況
令和4年1月6日	毒物 劇物	黄リン 硝酸	工場における化学物質の製造工程において、反応が制御不能となり爆発事故が発生した。 原料である黄リンと反応系で使用する硝酸が飛散及び漏出した。	業務上取扱者(届出不要)	事前準備のミスにより過剰に反応が促進する事態が発生し、その後の冷却も行えず制御不能に陥り水蒸気爆発に至ったもの。	爆発による建屋破損 及び従業員2名が負傷

6 毒物劇物関係研修会

県内の毒物劇物業務上取扱者及び特定毒物研究者に対し、動画共有サービスを活用し研修動画を配信し

期 間	媒 体	内 容	対 象 者
令和3年10月18 日から令和3年12 月24日	動画共有サービ ス「YouTube」	毒物劇物の適性な取扱い 他	151

IV 麻 藥

1 概 要

麻薬・向精神薬・覚醒剤は、そのすぐれた薬理作用により医療分野において、必要不可欠の医薬品として活用され、人類の福祉に大いに役立っている。しかし、これらはひとたび乱用されると薬物依存による弊害を生じ、個人の健康上にとどまらず、家庭や社会の秩序をも破壊しかねない問題となってくる。

これらは、麻薬及び向精神薬取締法・覚醒剤取締法で不正乱用のみならず適正使用についても厳しく規制されている。そのため県民の保健衛生上の危害を防止するため医療関係機関及び取扱者に対し監視指導を行った。

2 許認可事務

(1) 麻薬・向精神薬・覚醒剤関係免許等状況

区 分	件 数
麻 薬 卸 売 業 者 免 許	0
麻 薬 小 売 業 者 免 許	180
麻 薬 研 究 者 免 許	11
麻 薬 管 理 者 免 許	82
麻 薬 施 用 者 免 許	970
麻 薬 取 扱 者 免 許 証 再 交 付	5
麻 薬 取 扱 者 免 許 証 記 載 事 項 変 更	1,129
向 精 神 薬 卸 売 業 者 免 許	0
向 精 神 薬 試 験 研 究 施 設 登 録	0
向 精 神 薬 試 験 研 究 施 設 登 録 証 再 交 付	0
大 麻 研 究 者 免 許	10
大 麻 栽 培 者 免 許	1
大 麻 取 扱 者 免 許 証 書 換 え	0
覚 醒 剤 施 用 機 関 指 定	2
覚 醒 剤 研 究 者 指 定	10
覚 醒 剤 原 料 取 扱 者 指 定	3
覚 醒 剤 原 料 研 究 者	0
計	2,403

(2) 麻薬等取扱者数

	麻 薬						向 精 神 薬		
	卸 売 業 者	小 売 業 者	研 究 者	管 理 者	施 用 者	計	卸 売 業 者	試 験 研 究 施 設	計
平成 27 年度	24	721	61	262	4,303	5,371	4	35	39
平成 28 年度	23	750	60	272	4,454	5,559	4	36	40
平成 29 年度	24	782	58	271	4,563	5,698	4	35	39
平成 30 年度	24	798	63	291	4,737	5,913	4	34	38
令和 元 年度	24	824	56	298	4,763	5,965	4	39	43
令和 2 年度	23	844	57	310	4,815	6,049	4	39	43
令和 3 年度	23	883	52	314	4,973	6,245	4	40	44
薬 務 課	11	459	42	157	3,356	4,025	4	10	14
仙 南 保 健 所		67		17	200	284		2	2
塩 釜 保 健 所 岩 沼 支 所	2	65	2	24	229	322		1	1
塩 釜 保 健 所		56	7	21	226	310		1	1
塩 釜 保 健 所 黒 川 支 所		20		10	62	92			
大 崎 保 健 所	4	66		32	307	409		1	1
栗 原 保 健 所		29		11	90	130			
登 米 保 健 所		24		8	73	105			
石 巻 保 健 所	4	72	1	25	333	435		1	1
気 仙 沼 保 健 所	2	25		9	97	133			

令和4年3月31日現在（単位：件）

大 麻			あへん	覚 醒 剤					麻 薬 診 療 施 設				
研 究 者	栽 培 者	計		研 究 栽 培 者	施 用 機 関	研 究 者	原 料 研 究 者	原 料 取 扱 者	計	病 院	診 療 所		
			一 般								歯 科	家 畜	
8	1	9		5	15	7	24	51	128	636	2	113	879
8	1	9		5	15	7	22	49	130	628	2	112	872
7	1	8		5	16	5	25	51	127	634	3	111	875
8	1	9		5	16	5	24	50	122	647	3	109	881
9	1	10		5	16	4	26	51	124	604	2	110	840
9	1	10		5	17	4	25	51	126	617	4	105	852
8	1	9		5	15	3	24	47	128	638	4	109	879
				5	6	3	10	24	55	310	3	57	425
									11	37		6	54
2		2			2		2	4	8	57		10	75
6		6			7			7	8	40		6	54
							2	2	3	17		2	22
							4	4	19	46		10	75
	1	1							4	24		3	31
									4	21	1	5	31
							4	4	10	66		7	83
							2	2	6	20		3	29

3 麻薬関係監視

(1) 麻薬関係立入検査状況

	対象業務所数	立入検査実施業務所数	違反業務所数	違反									
				麻薬取締法第十二条	輸入輸出製剤	製造小分け	譲渡・譲受	施用処方せんの交付	不正所持	廃棄	証紙・容器及び被包の記載	譲渡証・譲受証	管理・保管
平成 28 年度	1,705	672	35				1			1			16
平成 29 年度	1,739	674	49							1			21
平成 30 年度	1,766	627	48										24
令和 元 年度	1,744	652	37				2			5			22
令和 2 年度	1,776	652	51				6		2	3			18
令和 3 年度	1,837	501	31				3	1		2			20
麻薬卸売業者	23	19	1							1			
麻薬小売業者	883	343	7				3			1			
小計	906	362	8				3			2			
麻薬診療施設	病院	127	83	14									18
	一般診療所	638	25	1				1					
	歯科診療所	4	1										
	家畜診療所	109	12	1									1
	小計	879	121	16					1				19
麻薬研究者	52	18	7										1
小計	52	18	7										1

内 容									処 置						
帳簿	施用に関する記録	その他	届 出			保 存			計	告 発・送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始末書・誓約書	その他	計
			事 故	報 告 年 報	中 期 報 告	譲 渡 証 譲 受 証	帳 簿	施 用 関 係 記 録 処 方 箋							
12	1	7					2		40				5	31	36
22	2	3	3	2			2		56				3	48	51
12	1	5	10	2					54				7	47	54
7	1	6	6				1		50				6	31	37
18	2	8	2	3				2	64				6	58	64
6		1		3					36				8	28	36
									1					1	1
3		1							8				4	4	8
3		1							9				4	5	9
									18				3	15	18
									1				1		1
									1					1	1
									20				4	16	20
3				3					7					7	7
3				3					7					7	7

(2) 保健所別麻薬立入検査状況

上段：病 院

下段：一般診療所

	対象業務所数	立入検査実施業務所数	違反業務所数	違反件数	措 置							
					告発・送致	免許取消	業務停止	始末書・誓約書	措置命令	改善命令	その他	計
薬 務 課	54	32	9	13							13	13
	310	4										
仙 南 保 健 所	11	6										
	37	1	1	1				1				1
塩 釜 保 健 所 岩 沼 支 所	8	7	1	1				1				1
	57	11										
塩 釜 保 健 所	8	5										
	40	3										
塩 釜 保 健 所 黒 川 支 所	3	1										
	17											
大 崎 保 健 所	19	8	1	1				1				1
	46											
栗 原 保 健 所	4	4										
	24	2										
登 米 保 健 所	4	2	2	2							2	2
	21	4										
石 巻 保 健 所	10	7										
	66											
気 仙 沼 保 健 所	6	11	1	1				1				1
	20											
合 計	127	83	14	18				3			15	18
	638	25	1	1				1				1

(3) 覚醒剤関係立入検査状況

	対象業務所数	立入検査回数	違反業務所数	処 置						
				告発・送致	指定取消	業務停止	始末書・誓約書	その他	計	
平成 28 年度	4,382	569	3				1	2	3	
平成 29 年度	4,406	797	3					3	3	
平成 30 年度	4,439	801								
令和 元 年度	4,412	741								
令和 2 年度	4,446	650	5					6	6	
令和 3 年度	4,456	557	2					2	2	
覚醒剤	覚醒剤 施用機関	大臣の指定する 施用機関	2							
		知事の指定する 施用機関	3							
	覚醒剤研究者	17	22	1				1	1	
	小 計	22	22	1				1	1	
覚醒剤原料	覚醒剤原料取扱者	24	19							
	覚醒剤原料研究者	3	4	1				1	1	
	薬 局	1,190	405							
	病院・診療所	2,917	95							
	家畜診療施設	300	12							
	小 計	4,434	535	1				1	1	

(4) 向精神薬関係立入検査状況

	対 象 業 務 所 数	立 入 検 査 実 施 業 務 所 数	違 反 業 務 所 数	違 反								
				輸 入	輸 出	製 造 等	譲 渡 し 等	広 告	容 器 及 び 被 包 の 記 載	向 精 神 薬 取 扱 責 任 者	保 管 ・ 管 理	
平成 28 年度	4,707	667	9									2
平成 29 年度	4,724	833	13									1
平成 30 年度	4,735	856	14									1
令和 元 年度	4,719	679	11									7
令和 2 年度	4,764	657	12									2
令和 3 年度	4,739	557	4				1					3
向精神薬卸売業者	4											
免許みなし卸売 販 売 業 者	313	37										
免許みなし薬局	1,190	405	1									1
向精神薬小売業者												
小 計	1,507	442	1									1
病 院 等	病 院	137	83									
	一 般 診 療 所	1,777	13	1								1
	歯 科 診 療 所	1,002	3	1								1
	家 畜 診 療 所	300	12	1				1				
	小 計	3,216	111	3				1				2
向精神薬試験 研 究 施 設	38	4										

内 容						処 置								
廃 棄	事 故 届	記 録	年 間 届	そ の 他	計	告 発 ・ 送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始 末 書 等	措 置 命 令	改 善 命 令	神 責 任 者 変 更 命 令 向 精 取 扱	そ の 他 口 頭 説 諭 等	計
		7			9								9	16
	1	11			13								13	9
		11			12								15	13
		5			12								11	11
		10		2	14				2				12	14
		2			6								6	6
		1											2	2
		1											2	2
		1											1	1
													1	1
													1	1
		1											4	4

4 麻薬消費状況

(麻薬卸売業者半期報告による)

品名	容器の容量	数 量		
		平成31(令和元)年	令和2年	令和3年
アヘン末	5g			
アヘン散	25g			
アヘンチンキ	25ml	3,975	4,750	6,525
アヘン・トロン散	25g			
アヘンアルカロイド塩酸塩	5g			
アヘンアルカロイド塩酸塩注射液	1ml×10A			
アヘンアルカロイド・アトロピン注射液	1ml×10A			
弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	1ml×10A			
アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	1ml×10A			
モルヒネ塩酸塩水和物	5g	135	155	190
モルヒネ塩酸塩錠(10mgPTP)	80T	138,960	128,400	102,960
モルヒネ塩酸塩錠(10mg)	100T	12,900	8,200	4,800
パシーフカプセル(30mg)	50カプセル	100	200	250
パシーフカプセル(30mg)	100カプセル			
パシーフカプセル(60mg)	50カプセル			
パシーフカプセル(60mg)	100カプセル			
パシーフカプセル(120mg)	50カプセル			
パシーフカプセル(120mg)	100カプセル			
モルヒネ塩酸塩注(10mg)	1ml×10A	28,090	24,920	26,580
モルヒネ塩酸塩注(50mg)	5ml×5A	4,610	5,305	4,685
モルヒネ塩酸塩注(50mg)	5ml×10A	600	1,000	410
モルヒネ塩酸塩注(200mg)	5ml×1A			
モルヒネ塩酸塩注(200mg)	5ml×5A	3,165	2,515	1,500
モルヒネ塩酸塩注(200mg)	5ml×10A			
モルヒネ塩酸塩注100mgシリンジ	10mL×5本			130
プレペノン注50mgシリンジ	5ml×5本	90	30	
プレペノン注100mgシリンジ	10ml×5本	650	885	255
モルヒネ・アトロピン注射液	1ml×10A			
アンペック坐剤(10mg)	50個	7,350	11,450	13,000
アンペック坐剤(20mg)	50個	1,400	1,900	1,250
アンペック坐剤(30mg)	30個	30	150	60
オプソ内服液(5mg)	20包	71,620	67,700	71,480
オプソ内服液(10mg)	20包	27,300	23,360	28,760
M S コンチン錠(10mg)	50T			
M S コンチン錠(10mg)	100T			
M S コンチン錠(10mgPTP)	100T	40,400	36,000	36,900
M S コンチン錠(10mgPTP)	200T			
M S コンチン錠(30mg)	50T	100		
M S コンチン錠(30mgPTP)	100T	10,200	12,300	8,800
M S コンチン錠(60mg)	50T			
M S コンチン錠(60mgPTP)	100T	3,300	1,900	1,500
ピーガード錠(20mgPTP. C. P)	14T			
ピーガード錠(20mgPTP)	50T			
ピーガード錠(30mgPTP. C. P)	14T			
ピーガード錠(30mgPTP)	50T			
ピーガード錠(60mgPTP. C. P)	14T			
ピーガード錠(60mgPTP)	50T			
ピーガード錠(120mgPTP. C. P)	14T			
ピーガード錠(120mgPTP)	50T			

品名	容器の容量	数 量		
		平成31(令和元)年	令和2年	令和3年
カ デ イ ア ン カ プ セ ル (20mg)	50カプセル	2,000		
カ デ イ ア ン カ プ セ ル (20mg)	100カプセル			
カ デ イ ア ン カ プ セ ル (30mg)	50カプセル			
カ デ イ ア ン カ プ セ ル (30mg)	100カプセル			
カ デ イ ア ン カ プ セ ル (60mg)	50カプセル			
カ デ イ ア ン カ プ セ ル (60mg)	100カプセル			
カ デ イ ア ン ス テ ィ ッ ク 粒 (30mg)	50包			
カ デ イ ア ン ス テ ィ ッ ク 粒 (60mg)	50包			
カ デ イ ア ン ス テ ィ ッ ク 粒 (120mg)	50包			
モ ル ペ ス 細 粒 2%(0.5g)	40包	28,760	28,960	13,360
モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包(10mg)	40包			21,320
モ ル ペ ス 細 粒 2%(0.5g)	200包			
モ ル ペ ス 細 粒 6%(0.5g)	40包	400	440	320
モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包(30mg)	40包			80
モ ル ペ ス 細 粒 6%(0.5g)	200包			
モ ル ペ ス 細 粒 2%	20g			
モ ル ペ ス 細 粒 6%	20g			
M S ツ ワ イ ス ロ ン カ プ セ ル (10mg)	40カプセル	1,360	40	200
M S ツ ワ イ ス ロ ン カ プ セ ル (10mg)	100カプセル			
M S ツ ワ イ ス ロ ン カ プ セ ル (30mg)	40カプセル			
M S ツ ワ イ ス ロ ン カ プ セ ル (30mg)	100カプセル			
M S ツ ワ イ ス ロ ン カ プ セ ル (60mg)	40カプセル			
M S ツ ワ イ ス ロ ン カ プ セ ル (60mg)	100カプセル			
エチルモルヒネ塩酸塩水和物	1g			
コ デ イ ン リ ン 酸 塩 水 和 物	5g			
コ デ イ ン リ ン 酸 塩 水 和 物	25g			
コ デ イ ン リ ン 酸 塩 散 10%	50g	50	200	50
コ デ イ ン リ ン 酸 塩 散 10%	100g	12,700	4,800	3,400
コ デ イ ン リ ン 酸 塩 錠 (20mg)	50T			
コ デ イ ン リ ン 酸 塩 錠 (20mgPTP)	50T	12,150	18,800	18,600
コ デ イ ン リ ン 酸 塩 錠 (20mg)	100T			
コ デ イ ン リ ン 酸 塩 錠 (20mgPTP)	100T	91,400	69,000	53,800
ジヒドロコデインリン酸塩	5g			
ジヒドロコデインリン酸塩散10%	50g			
複方オキシコドン注射液	1ml×10A			
複方オキシコドン・アトロピン注射液	1ml×10A			
オ キ ノ ー ム 散 (2.5mg)	0.5g×30包	130,560	126,150	137,640
オ キ ノ ー ム 散 (5mg)	1g×30包	119,040	121,920	125,790
オ キ ノ ー ム 散 (10mg)	2g×30包			
オ キ ノ ー ム 散 (10mg)	1g×30包	81,600	86,550	78,120
オ キ ノ ー ム 散 (20mg)	1g×30包	38,730	44,640	22,920
オ キ シ コ ン チ ン 錠 (5mgPTP)	20T	200	40	
オ キ シ コ ン チ ン 錠 (5mg)	50T			
オ キ シ コ ン チ ン 錠 (5mgPTP)	100T	100	300	
オ キ シ コ ン チ ン 錠 (10mgPTP)	20T	120	140	
オ キ シ コ ン チ ン 錠 (10mg)	50T			
オ キ シ コ ン チ ン 錠 (10mgPTP)	100T	100	1100	
オ キ シ コ ン チ ン 錠 (20mgPTP)	20T		120	
オ キ シ コ ン チ ン 錠 (20mg)	50T			
オ キ シ コ ン チ ン 錠 (20mgPTP)	100T		400	

品名	容器の容量	数 量		
		平成31(令和元)年	令和2年	令和3年
オキシコンチン錠 (40mgPTP)	20T	40	240	
オキシコンチン錠 (40mg)	50T			
オキシコンチン錠 (40mgPTP)	100T	100	300	
オキシコンチン TR 錠 (5mgPTP)	20T	15,760	15,580	16,660
オキシコンチン TR 錠 (5mgPTP)	100T	136,800	129,700	130,200
オキシコンチン TR 錠 (10mgPTP)	20T	8,580	10,100	11,420
オキシコンチン TR 錠 (10mgPTP)	100T	57,100	66,500	45,400
オキシコンチン TR 錠 (20mgPTP)	20T	7,280	8,960	9,120
オキシコンチン TR 錠 (20mgPTP)	100T	38,200	44,000	35,000
オキシコンチン TR 錠 (40mgPTP)	20T	1,440	1,220	2,560
オキシコンチン TR 錠 (40mgPTP)	100T	15,200	15,700	14,700
オキシコドン徐放錠 (5mgPTP)	20T	16,340	11,720	920
オキシコドン徐放錠 (5mgPTP)	100T	143,400	85,900	9,800
オキシコドン徐放錠 (10mgPTP)	20T	11,160	5,040	880
オキシコドン徐放錠 (10mgPTP)	100T	43,900	18,700	2,000
オキシコドン徐放錠 (20mgPTP)	20T	9,380	3,400	480
オキシコドン徐放錠 (20mgPTP)	100T	45,200	17,200	700
オキシコドン徐放錠 (40mgPTP)	20T	3,160	3,700	220
オキシコドン徐放錠 (40mgPTP)	100T	22,200	12,900	700
オキシコドン徐放錠 5mgNX(5mgPTP)	20T	120	3,900	19,360
オキシコドン徐放錠 5mgNX(5mgPTP)	100T	4,800	39,100	114,700
オキシコドン徐放錠 10mgNX(10mgPTP)	20T	180	2,540	9,040
オキシコドン徐放錠 10mgNX(10mgPTP)	100T	3,500	15,100	38,800
オキシコドン徐放錠 20mgNX(20mgPTP)	20T	380	2,240	9,080
オキシコドン徐放錠 20mgNX(20mgPTP)	100T	3,800	15,800	32,200
オキシコドン徐放錠 40mgNX(40mgPTP)	20T		1,740	8,060
オキシコドン徐放錠 40mgNX(40mgPTP)	100T	1,600	9,200	15,700
オキシコドン錠 2.5mg(2.5mgPTP)	20T	240	1,820	40
オキシコドン錠 2.5mg(2.5mgPTP)	100T		20,300	
オキシコドン錠 5mg(5mgPTP)	20T	2,200	1,060	120
オキシコドン錠 5mg(5mgPTP)	100T		12,300	
オキシコドン錠 10mg(10mgPTP)	20T	60	1,080	
オキシコドン錠 10mg(10mgPTP)	100T		10,600	
オキシコドン錠 20mg(20mgPTP)	20T		2,620	
オキシコドン錠 20mg(20mgPTP)	100T		8,200	
オキシコドン錠 2.5mgNX	20T		20	60
オキシコドン錠 2.5mgNX	100T		100	
オキシコドン錠 5mgNX	20T		220	
オキシコドン錠 5mgNX	100T			
オキシコドン錠 10mgNX	20T			
オキシコドン錠 10mgNX	100T			
オキシコドン錠 20mgNX	20T		920	
オキシコドン錠 20mgNX	100T		400	
オキシコドン徐放カプセル (5mgPTP)	40カプセル		240	
オキシコドン徐放カプセル (5mgPTP)	100カプセル		100	
オキシコドン徐放カプセル (10mgPTP)	40カプセル		160	
オキシコドン徐放カプセル (10mgPTP)	100カプセル			
オキシコドン徐放カプセル (20mgPTP)	40カプセル		120	
オキシコドン徐放カプセル (20mgPTP)	100カプセル			
オキシコドン徐放カプセル (40mgPTP)	40カプセル		200	
オキシコドン徐放カプセル (40mgPTP)	100カプセル			

品名	容器の容量	数 量		
		平成31(令和元)年	令和2年	令和3年
オキシコドン内服液(2.5mg)	20包			160
オキシコドン内服液(5mg)	20包			
オキシコドン内服液(10mg)	20包			
オキシコドン内服液(20mg)	20包			
オキファスト注(10mL)	1ml×10A	20,410	17,110	15,870
オキファスト注(50mL)	5ml×5A	16,355	12,605	8,585
オキシコドン注射液(10mg)	1ml×10		1,300	2,550
オキシコドン注射液(50mg)	5ml×5		655	2,450
メテバニール錠(2mg)	100T	1,000	11,500	
メテバニール錠(2mgPTP)	100T	12,500	32,900	7,200
ナルサス錠(2mgPTP)	20T	15,600	14,440	36,480
ナルサス錠(2mgPTP)	100T	21,000	23,900	25,100
ナルサス錠(6mgPTP)	20T	6,940	18,180	16,200
ナルサス錠(6mgPTP)	100T	8,800	19,700	11,300
ナルサス錠(12mgPTP)	20T	4,460	9,660	7,880
ナルサス錠(12mgPTP)	100T	3,200	7,300	1,900
ナルサス錠(24mgPTP)	20T	1,200	3,920	4,060
ナルサス錠(24mgPTP)	100T	1,300	2,900	700
ナルラピド錠(1mgPTP)	20T	13,720	8,560	23,880
ナルラピド錠(1mgPTP)	100T	24,400	14,900	27,900
ナルラピド錠(2mgPTP)	20T	9,780	11,620	14,940
ナルラピド錠(2mgPTP)	100T	14,200	19,500	12,300
ナルラピド錠(4mgPTP)	20T	6,580	10,660	11,660
ナルラピド錠(4mgPTP)	100T	5,000	14,200	8,900
ナルベイン注(2mg)	1ml×10A	6,110	6,210	5,700
ナルベイン注(20mg)	2ml×10A	5,790	930	3,090
コカイソール塩酸塩	5g		1,940	
ペチジン塩酸塩	1g		79	
ペチジン塩酸塩注(35mg)	1ml×10A	5,160	2,380	4,480
ペチジン塩酸塩注(50mg)	1ml×10A	190	110	210
弱ペチロルフアン注(35mg)	1ml×10A		1,760	
ペチロルフアン注(50mg)	1ml×10A	50	80	30
フェンタニル注射液(0.1mg)	2ml×10A	171,630	89,030	163,660
フェンタニル注射液(0.25mg)	5ml×5A	52,870	30,375	49,385
フェンタニル注射液(0.5mg)	10ml×5A	39,780	56,740	36,630
デュロテップMTパッチ(2.1mg)	2.1mg×5枚	2,825	1,100	1,385
デュロテップMTパッチ(4.2mg)	4.2mg×5枚	3,155	1,545	2,660
デュロテップMTパッチ(8.4mg)	8.4mg×5枚	1,070	1,840	665
デュロテップMTパッチ(12.6mg)	12.6mg×5枚	820	1,920	975
デュロテップMTパッチ(16.8mg)	16.8mg×5枚	315	560	635
フェンタニル3日用テープ(2.1mg)	2.1mg×5枚	180	465	370
フェンタニル3日用テープ(4.2mg)	4.2mg×5枚	80	290	65
フェンタニル3日用テープ(8.4mg)	8.4mg×5枚	90	75	40
フェンタニル3日用テープ(12.6mg)	12.6mg×5枚	5	20	15
フェンタニル3日用テープ(16.8mg)	16.8mg×5枚	295	120	130
フェントステープ(0.5mg)	0.5mg×7枚	23,373	21,497	47,131
フェントステープ(1mg)	1mg×7枚	55,006	31,591	58,422
フェントステープ(2mg)	2mg×7枚	43,960	39,403	42,252
フェントステープ(4mg)	4mg×7枚	18,879	34,615	15,428
フェントステープ(6mg)	6mg×7枚	9,730	27,321	9,149
フェントステープ(8mg)	8mg×7枚	8,820	12,159	3,640

品名	容器の容量	数 量		
		平成31(令和元)年	令和2年	令和3年
ワンドュロパッチ (0.84mg)	0.84mg×7枚	4,830	5,803	2,121
ワンドュロパッチ (1.7mg)	1.7mg×7枚	5,579	5,138	1,645
ワンドュロパッチ (3.4mg)	3.4mg×7枚	2,121	1,743	1,463
ワンドュロパッチ (5mg)	5mg×7枚	385	1,890	707
ワンドュロパッチ (6.7mg)	6.7mg×7枚	1,155	1,232	959
フェンタニル1日用テープ (0.84mg)	0.84mg×7枚	35	196	
フェンタニル1日用テープ (1.7mg)	1.7mg×7枚	14	623	
フェンタニル1日用テープ (3.4mg)	3.4mg×7枚	84		
フェンタニル1日用テープ (5mg)	5mg×7枚	70		
フェンタニル1日用テープ (6.7mg)	6.7mg×7枚		35	
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ (0.5mg)	0.5mg×8枚			14
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ (1mg)	1mg×7枚	9,023	6,538	15,288
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ (2mg)	2mg×7枚	5,873	4,865	10,248
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ (4mg)	4mg×7枚	2,492	7,371	3,444
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ (6mg)	6mg×7枚	609	3,934	728
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ (8mg)	8mg×7枚	2,121	2,905	1,414
ラフェンタテープ (1.38mg)	1.38mg×5枚			
ラフェンタテープ (2.75mg)	2.75mg×5枚			
ラフェンタテープ (5.5mg)	5.5mg×5枚			
ラフェンタテープ (8.25mg)	8.25mg×5枚			
ラフェンタテープ (11mg)	11mg×5枚			
イーフェンバツカル錠 (50 µg)	20T	2,420	2,140	5,780
イーフェンバツカル錠 (100 µg)	20T	560	5,020	660
イーフェンバツカル錠 (200 µg)	20T	260	3,060	
イーフェンバツカル錠 (400 µg)	20T		380	
イーフェンバツカル錠 (600 µg)	20T			
イーフェンバツカル錠 (800 µg)	20T			
アブストラル舌下錠 (100 µg)	40T	27,320	14,800	24,760
アブストラル舌下錠 (200 µg)	40T	10,960	6,400	7,480
アブストラル舌下錠 (400 µg)	40T	6,400	18,840	13,200
タラモナール (0.0785mg)	2ml×10A		1,140	
タラモナール (0.0785mg)	5ml×5A		400	
アルチバ静注用 (2mg)	5V	22,705	10,945	13,885
アルチバ静注用 (5mg)	5V	2,010	1,150	1,890
レミフェンタニル静注用 (2mg)	5V	13,975	16,560	21,110
レミフェンタニル静注用 (5mg)	5V	24,190	14,235	23,485
メサペイン錠 (5mgPTP)	40T	3,840	60,560	11,800
メサペイン錠 (5mgPTP)	100T	700	216,700	
メサペイン錠 (10mgPTP)	40T	1,920	9,560	6,200
メサペイン錠 (10mgPTP)	100T		600	
タペンタ錠 (25mgPTP)	40T	24,120	20,440	25,960
タペンタ錠 (50mgPTP)	40T	2,920	3,040	3,800
タペンタ錠 (100mgPTP)	40T	9,120	25,640	9,560
ケタラール静注用 (50mg)	5ml×5A	3,620	1,990	2,775
ケタラール静注用 (200mg)	20ml×1V	544	436	524
ケタラール静注用 (200mg)	20ml×10V	1,270	4,130	820
ケタラール筋注用 (500mg)	10ml×1V	559	569	424
ケタラール筋注用 (500mg)	10ml×10V	530	660	480
ケタミン注 5%	50ml×1V		240	
ケタミン注 10%	10ml×5V		65	

5 麻薬中毒者届出通報状況

	男	女	計
麻薬取締官	なし		
医師	なし		

6 麻薬観察指導対象者の現状

令和4年3月31日現在（単位：人）

	総数	観察指導対象者			
		所在の明らかな者			所在不明者
		第一類	第二類	第三類	
男	3		2		1
女	2		2		
計	5		4		1

（注）第一類・・・麻薬中毒入院治療者

第二類・・・医師が麻薬中毒又はその疑いのある者と判断した者

第三類・・・麻薬中毒として医師の診断はないが、当該職員において中毒の疑いがあると認めた者

7 廃棄・事故発生状況

麻薬

（単位：件）

廃棄		事故				
届出	調剤済	破損	流失	盗取	所在不明	その他
492	1,170	40	130	0	3	14

覚醒剤原料

（単位：件）

廃棄		事故			
届出	喪失	盗取	所在不明	その他	
43	0	0	0	0	

8 大麻・けし抜去実績

（薬務課・保健所合計）

	抜去本数					
	28年度	29年度	30年度	平成31 (令和元)年度	令和2年度	令和3年度
大麻	0	0	0	8	21	0
けし	5,157	11,313	5,942	7,217	10,152	5,509

（令和3年度けし抜去地域）

仙南保健所管内・・・白石市
 塩釜保健所岩沼支所管内・・・名取市，岩沼市，亶理町，山元町
 塩釜保健所管内・・・多賀城市
 塩釜保健所黒川支所管内・・・なし
 大崎保健所管内・・・美里町，涌谷町，鹿島台
 栗原保健所管内・・・栗原市
 登米保健所管内・・・登米市
 石巻保健所管内・・・石巻市
 気仙沼保健所管内・・・南三陸町
 薬務課管内・・・仙台市内

（令和3年度大麻抜去地域）

なし

V 藥物乱用对策

1 概 要

宮城県の薬物乱用対策5か年計画である宮城県薬物乱用推進計画（第5期）に基づき、関係機関と連携しながら、総合的な対策に取り組んだほか、「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき指定薬物審査会を2回開催の上、3物質を知事指定薬物に指定した。

また、宮城県薬物乱用防止対策事業実施要綱に基づき、県内全域に委嘱にしている宮城県薬物乱用防止指導員（265名）が中心となり、地域啓発活動の推進に努めた。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議等は一部を除き中止又は書面開催による開催となったほか、県及び各地区の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動は全て中止となった。

2 宮城県薬物乱用対策庁内会議の開催

開催日	会議の名称	参加人員
令和3年8月5日	宮城県薬物乱用対策庁内会議	12所属・16名

3 宮城県薬物乱用対策有識者会議の開催

開催日	会議の名称	参加人員
令和3年10月14日	宮城県薬物乱用対策有識者会議	23名

4 宮城県薬物乱用対策推進本部員会議の開催

開催日	会議の名称	参加人員
令和4年1月31日	宮城県薬物乱用対策推進本部員会議	※ 23機関

※ 書面開催のため、令和3年度宮城県薬物乱用対策報告書（案）について回答を得た機関を参加人員とする。

5 各地区薬物乱用防止指導員研修会・協議会総会開催状況

	研修会	協議会総会
仙 台	中止	書面開催
仙 南	中止	書面開催
岩 沼	書面開催	書面開催
塩 釜	中止	書面開催
黒 川	中止	中止
大 崎	書面開催	書面開催
栗 原	書面開催	書面開催
登 米	中止	書面開催
石 巻	開催日：令和3年6月23日 開催場所：石巻合同庁舎1階大会議室（石巻市） 参加人数：36人	開催日：令和3年6月23日 開催場所：石巻合同庁舎1階大会議室（石巻市） 参加人数：24人
気 仙 沼	中止	書面開催

6 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施状況

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全て中止となった。

7 薬物乱用防止教室講師派遣状況

種類	受講団体数	受講者数
小 学 校	145校	7,075人
中 学 校	62校	7,023人
高 等 学 校	35校	7,320人
そ の 他	13団体	475人
合 計	255団体	21,893人

8 危険ドラッグ対策

危険ドラッグと疑われる製品を取り扱う店舗は確認できなかった。

9 薬物乱用防止指導員活動状況

令和4年3月31日時点

保健所	ハ・ソフレット等の配布	映画・DVDの上映	集会・会合での話合	ハ・ネルの展	ポスターの掲	薬物乱用防止教室	その他の活動	指導員
仙南	11回 延べ 168人	2回 延べ 39人	6回 延べ 96人	1回	66枚	16回 926人		29人
岩沼(支所)	8回 延べ 105人	0回 延べ 0人	9回 延べ 135人	3回	9枚	2回 327人		19人
塩釜	43回 延べ 876人	1回 延べ 61人	14回 延べ 174人	1回	54枚	4回 408人		27人
黒川(支所)	1回 延べ 20人	0回 延べ 0人	4回 延べ 63人	0回	15枚	9回 718人		15人
大崎	46回 延べ 3,066人	3回 延べ 480人	21回 延べ 376人	13回	146枚	38回 3,247人		38人
栗原(支所)	7回 延べ 65人	0回 延べ 0人	8回 延べ 63人	1回	42枚	5回 352人		25人
登米(支所)	7回 延べ 150人	1回 延べ 80人	5回 延べ 84人	0回	33枚	13回 795人		18人
石巻	32回 延べ 564人	8回 延べ 341人	43回 延べ 221人	2回	85枚	21回 1,104人		35人
気仙沼	23回 延べ 305人	0回 延べ 0人	3回 延べ 42人	0回	51枚	17回 1,233人		23人
県内計 (仙台市を除く)	178回 延べ 5,319人	15回 延べ 1,001人	113回 延べ 1,254人	21回	501枚	125回 9,110人		229人
仙台市区	7回 延べ 100人	5回 延べ 150人	2回 延べ 45人	0回	9枚	15回 延べ 1423人		13人
仙台市宮城野区	1回 延べ 12人	0回 延べ 0人	0回 延べ 0人	0回	4枚	9回 延べ 1240人		7人
仙台市若林区	0回 延べ 0人	0回 延べ 0人	0回 延べ 0人	0回	1枚	4回 延べ 910人		3人
仙台市太白区	1回 延べ 0人	0回 延べ 0人	0回 延べ 0人	2回	8枚	11回 延べ 1346人		7人
仙台市泉区	1回 延べ 300人	0回 延べ 0人	10回 延べ 100人	2回	8枚	0回 延べ 0人		6人
仙台市計	10回 延べ 412人	5回 延べ 150人	12回 延べ 145人	4回	30枚	39回 延べ 4,919人		36人
県内計 (含仙台市)	188回 延べ 5,731人	20回 延べ 1,151人	125回 延べ 1,399人	25回	531枚	164回 延べ 14,029人		265人

10 薬物関連問題相談事業相談実績

(件数)

		保健所	精神保健福祉センター	合計
・総相談件数		102	108	210
・相談受理状況	小計	102	小計 108	210
電話		28	28	56
来所		38	45	83
その他		36	35	71
・相談者の種類	小計	102	小計 108	210
本人		70	49	119
配偶者		0	0	0
両親		3	52	55
兄弟		0	1	1
親戚		0	0	0
知人		0	1	1
その他		29	5	34
・相談薬物	小計	102	小計 108	210
覚醒剤		35	48	83
麻薬		0	1	1
大麻		17	11	28
有機溶剤		34	0	34
その他(危険ドラッグ等)		16	48	64
・相談内容	小計	102	小計 108	210
検挙に関すること		0	1	1
依存に関すること		14	52	66
入院治療に関すること		3	1	4
カウンセリング		0	1	1
接し方に関すること		2	38	40
その他		83	15	98
・処理状況	小計	102	小計 108	210
助言		73	42	115
他機関の紹介		1	1	2
病院紹介		1	1	2
その他		27	64	91

※ 仙台市分も含む。

VI 献 血

1 概 要

血液製剤の安全性の向上, 国内献血による国内自給を基本とする安定供給の確保, 適正使用の推進とともに, 血液事業の公正かつ透明な実施主体の確保を基本理念とする「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成14年7月に成立して以来, 献血の推進に関する計画等を策定・公表し, 県内における献血等の血液事業の充実かつ円滑な推進を図っているところである。

令和3年度は, 必要献血者数の92,281人に対し, 献血協力者は93,547人で, 目標達成率は101.4%となった。前年度献血者数と比べると332人増加となった。

また, 献血等の血液事業については, 市町村, 宮城県赤十字血液センター及び県保健所で連携を図り, 各種イベント等による広報活動, 学校等訪問による協力要請などを行い, 献血の普及推進に努めることに併せて, 輸血療法の適正化及び血液製剤の適正な使用を推進するため, 医療機関を対象とした「血液製剤使用適正化説明会」を開催するとともに, 医療機関, 宮城県赤十字血液センター及び県で組織された宮城県合同輸血療法委員会にて医療機関における輸血医学, 適正な輸血療法の実施及び血液製剤の使用適正化に関する事項について討議・調査研究・普及推進を行っている。

2 献血実績

(1) 必要献血者数の達成状況

令和3年度の献血者数は93,547人で, 前年度の93,215人に対し, 332人増加し, 必要献血者数92,281人に対して達成率は101.4%であった。

			必要献血者数	達成率
			92,281	101.4%
献血者数			93,547	
採血種別献血者数	200mL	必要数	1,759	131.0%
		実績	2,304	
	400mL	必要数	58,951	100.2%
		実績	59,089	
	血漿献血	必要数	18,832	110.1%
		実績	20,731	
	血小板献血	必要数	12,739	89.7%
		実績	11,423	

(2) 年度別献血率

(単位:%)

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
宮城県	3.7	3.8	3.9	4.0	4.06
全国平均	3.8	3.7	3.8	3.9	4.0

※ 献血率: 献血者数/県内総人口

(3) 市町村別献血状況 (令和3年度)

保健所・市町 村名	必要献血者数 (人)			献血者数 (人)			献血種別構成比 (%)			移動採 血稼働 数 (台)	移動採血 1稼働当		達成率 (%)		全血献血に おける 400mL 献血率(%)	
	200mL	400mL	成分	200mL	400mL	成分	200mL	400mL	成分		採血人 数(人)	採血量 (L)	200mL 400mL	成分		
合計	1,759	58,951	31,571	2,304	59,089	32,154	2.5%	63.2%	34.4%					100.7%	101.8%	96.2%
献血ルーム計	1,003	21,291	31,571	1,310	21,457	32,154	2.4%	39.1%	58.5%					101.5%	101.8%	94.2%
AOBA	279	7,954	18,832	286	7,725	12,119	1.4%	38.4%	60.2%					97.2%	64.4%	96.4%
アエル20	724	13,337	12,739	1,024	13,732	20,035	2.9%	39.5%	57.6%					104.0%	157.3%	93.1%
移動採血計	756	37,660		994	37,632		2.6%	97.4%		863	44.8	17.7		100.2%		97.4%
仙台市	289	9,773		239	8,909		2.6%	97.4%		216.9	42.2	16.7		91.0%		97.4%
青葉区				55	3,192		1.7%	98.3%		79.9	40.6	16.1				98.3%
宮城野区				36	2,348		1.5%	98.5%		55.4	43.0	17.1				98.5%
若林区				0	692		0.0%	100.0%		14.2	48.7	19.5				100.0%
太白区				36	1,307		2.7%	97.3%		35.3	38.0	15.0				97.3%
泉区				112	1,370		7.6%	92.4%		32.1	46.2	17.8				92.4%
仙南	54	3,753		36	2,626		1.4%	98.6%		59.0	45.1	17.9		69.9%		98.6%
白石市	5	685		2	451		0.4%	99.6%		10.0	45.3	18.1		65.7%		99.6%
角田市	10	787		0	405		0.0%	100.0%		8.1	50.0	20.0		51.1%		100.0%
蔵王町	10	244		0	146		0.0%	100.0%		3.2	45.6	18.3		58.6%		100.0%
七ヶ宿町	4	33		0	29		0.0%	100.0%		1.0	29.0	11.6		82.9%		100.0%
大河原町	2	504		2	500		0.4%	99.6%		11.0	45.6	18.2		99.2%		99.6%
村田町	0	213		0	89		0.0%	100.0%		2.3	38.7	15.5		41.8%		100.0%
柴田町	10	925		23	729		3.1%	96.9%		16.4	45.9	18.1		79.6%		96.9%
川崎町	3	155		1	112		0.9%	99.1%		3.0	37.7	15.0		71.9%		99.1%
丸森町	10	207		8	165		4.6%	95.4%		4.0	43.3	16.9		79.7%		95.4%
塩釜	95	2,856		186	2,877		6.1%	93.9%		71.4	42.9	16.6		102.3%		93.9%
塩竈市	5	503		5	674		0.7%	99.3%		16.0	42.4	16.9		133.8%		99.3%
多賀城市	78	814		155	674		18.7%	81.3%		17.4	47.6	17.3		88.1%		81.3%
松島町	3	128		8	149		5.1%	94.9%		4.0	39.3	15.3		118.1%		94.9%
七ヶ浜町	2	230		0	251		0.0%	100.0%		5.0	50.2	20.1		108.7%		100.0%
利府町	7	1,181		18	1,129		1.6%	98.4%		29.0	39.6	15.7		96.1%		98.4%
岩沼	72	3,660		152	5,605		2.6%	97.4%		132.8	43.4	17.1		153.7%		97.4%
名取市	65	2,644		146	4,742		3.0%	97.0%		110.4	44.3	17.4		179.9%		97.0%
岩沼市	1	540		4	445		0.9%	99.1%		12.4	36.2	14.4		82.7%		99.1%
亘理町	5	268		2	235		0.8%	99.2%		5.0	47.4	18.9		87.2%		99.2%
山元町	1	208		0	183		0.0%	100.0%		5.0	36.6	14.6		87.8%		100.0%
黒川	30	2,870		80	3,415		2.3%	97.7%		78.9	44.3	17.5		119.8%		97.7%
富谷市	15	1,360		59	2,192		2.6%	97.4%		49.0	45.9	18.1		162.4%		97.4%
大和町	15	791		21	710		2.9%	97.1%		19.4	37.7	14.9		90.2%		97.1%
大郷町	0	180		0	167		0.0%	100.0%		3.4	49.1	19.6		92.8%		100.0%
大衡村	0	539		0	346		0.0%	100.0%		7.1	48.7	19.5		64.2%		100.0%

保健所・市町 村名	必要献血者数 (人)			献血者数 (人)			献血種別構成比 (%)			移動採 血稼働 数(台)	移動採血 1稼働当		達成率 (%)		全血献血に おける 400mL
	200mL	400mL	成分	200mL	400mL	成分	200mL	400mL	成分		採血	採血	200mL	成分	
大崎	90	4,091		55	3,715		1.5%	98.5%		85.3	44.2	17.5	90.5%		98.5%
大崎市	78	2,812		39	2,592		1.5%	98.5%		57.3	45.9	18.2	91.6%		98.5%
色麻町	5	159		9	99		8.3%	91.7%		3.0	36.0	13.8	64.1%		91.7%
加美町	5	663		5	472		1.0%	99.0%		10.2	46.8	18.6	71.3%		99.0%
涌谷町	0	154		0	136		0.0%	100.0%		4.5	30.2	12.1	88.3%		100.0%
美里町	2	303		2	416		0.5%	99.5%		10.3	40.6	16.2	137.2%		99.5%
栗原	6	1,548		31	1,419		2.1%	97.9%		33.3	43.5	17.2	92.5%		97.9%
栗原市	6	1,548		31	1,419		2.1%	97.9%		33.3	43.5	17.2	92.5%		97.9%
登米	10	2,221		39	2,167		1.8%	98.2%		43.4	50.8	20.2	98.2%		98.2%
登米市	10	2,221		39	2,167		1.8%	98.2%		43.4	50.8	20.2	98.2%		98.2%
石巻	48	5,188		69	5,393		1.3%	98.7%		110.0	49.7	19.7	104.1%		98.7%
石巻市	45	3,759		55	3,857		1.4%	98.6%		80.6	48.5	19.3	102.7%		98.6%
東松島市	1	1,137		14	1,276		1.1%	98.9%		24.4	52.9	21.0	112.8%		98.9%
女川町	2	292		0	260		0.0%	100.0%		5.0	52.0	20.8	88.7%		100.0%
気仙沼	62	1,700		107	1,506		6.6%	93.4%		32.0	50.4	19.5	90.1%		93.4%
気仙沼市	60	1,585		107	1,396		7.1%	92.9%		29.0	51.8	20.0	89.8%		92.9%
南三陸町	2	115		0	110		0.0%	100.0%		3.0	36.7	14.7	94.8%		100.0%

※ 達成率のうち「200mL400mL」欄は、200mL 献血を1人、400mL 献血を2人に換算して合算している。

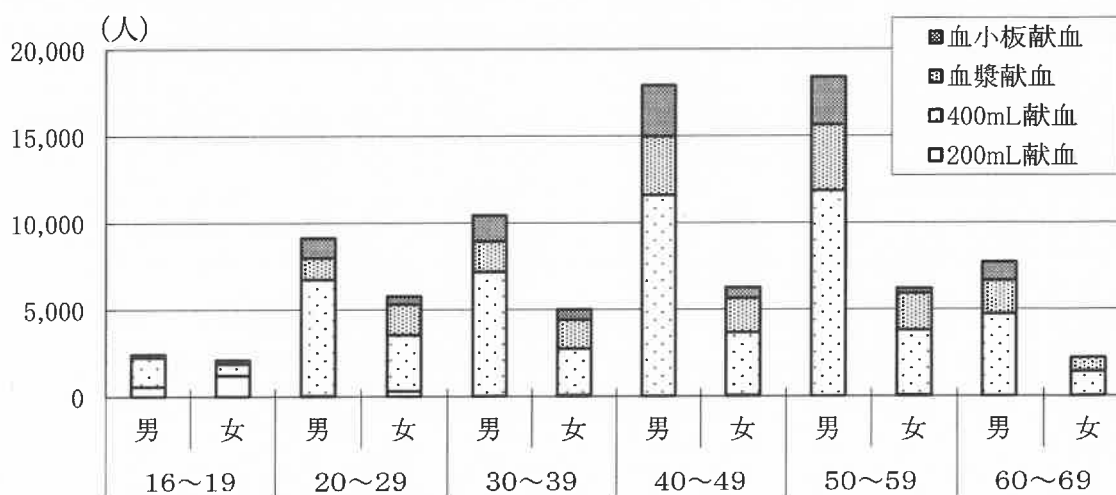
(4) 年度別献血者数の推移

令和3年度の200mL献血者は2,304人で、前年度に比較して400人増加、400mL献血者は59,089人で664人増加、血漿献血は20,731人で708人減少、血小板献血は11,423人で24人減少している。

(単位:人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
必要献血者数		86,861	85,038	89,753	92,588	92,281	
献血者総数		86,680	87,635	91,356	93,215	93,547	
達成率(%)		99.8%	103.1%	101.8%	100.7%	101.4%	
献血種別 献血者数	200mL 献血	必要献血者数	2,486	2,404	2,126	1,759	1,759
		実績	2,764	2,765	2,875	1,904	2,304
		達成率(%)	111.2%	115.0%	135.2%	108.2%	131.0%
	400mL 献血	必要献血者数	56,481	56,904	57,985	58,951	58,951
		実績	55,557	57,220	58,041	58,425	59,089
		達成率(%)	98.4%	100.6%	100.1%	99.1%	100.2%
	血漿献血	必要献血者数	17,265	18,942	20,211	18,892	18,832
		実績	19,433	20,252	21,580	21,439	20,731
		達成率(%)	112.6%	106.9%	106.8%	113.5%	110.1%
	血小板献血	必要献血者数	10,629	6,788	9,431	12,986	12,739
		実績	8,926	7,398	8,860	11,447	11,423
		達成率(%)	84.0%	109.0%	93.9%	88.1%	89.7%

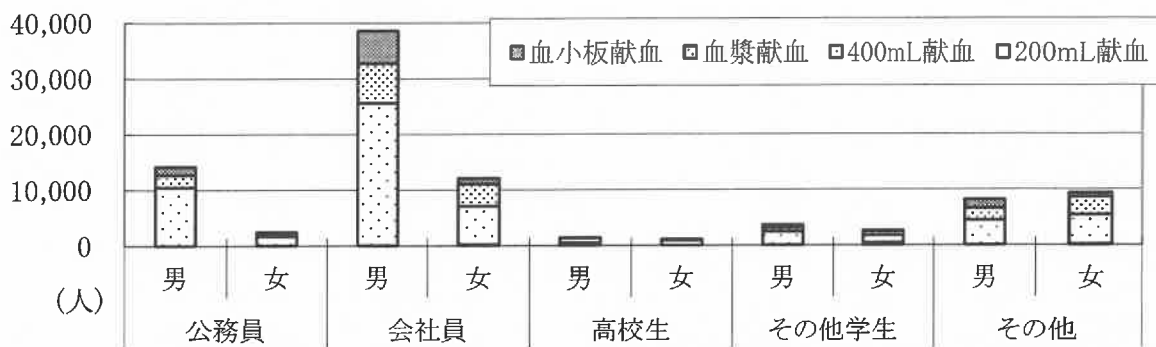
(5) 年齢別・男女別献血者数 (令和3年度)



(単位:人)

献血種別	16~19		20~29		30~39		40~49		50~59		60~69		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
200mL 献血	562	1,212	33	310	5	70	5	55	0	42	0	10	605	1,699
400mL 献血	1,690	649	6,709	3,240	7,175	2,677	11,596	3,615	11,860	3,758	4,729	1,391	43,759	15,330
血漿献血	104	196	1,244	1,757	1,767	1,665	3,382	1,974	3,788	2,124	1,932	798	12,217	8,514
血小板献血	72	33	1,138	476	1,490	585	2,937	614	2,753	282	1,043	0	9,433	1,990
合計	2,428	2,090	9,124	5,783	10,437	4,997	17,920	6,258	18,401	6,206	7,704	2,199	66,014	27,533
構成比	4.8%		15.9%		16.5%		25.9%		26.3%		10.6%		100%	

(6) 職業別・男女別献血者数 (令和3年度)



(単位:人)

献血種別	公務員		会社員		高校生		その他学生		その他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
200mL 献血	0	29	22	203	517	918	57	417	9	132	605	1,699
400mL 献血	10,469	1,650	25,608	6,884	814	152	2,398	1,338	4,470	5,306	43,759	15,330
血漿献血	2,241	620	7,110	3,966	22	22	668	677	2,176	3,229	12,217	8,514
血小板献血	1,516	136	5,857	1,044	16	4	524	172	1,520	634	9,433	1,990
合計	14,226	2,435	38,597	12,097	1,369	1,096	3,647	2,604	8,175	9,301	66,014	27,533
	16,661		50,694		2,465		6,251		17,476		93,547	
構成比	17.8%		54.2%		2.6%		6.7%		18.7%		100%	

(7) 不採血者状況と内訳 (令和3年度)

《献血種別内訳》

(単位:人)

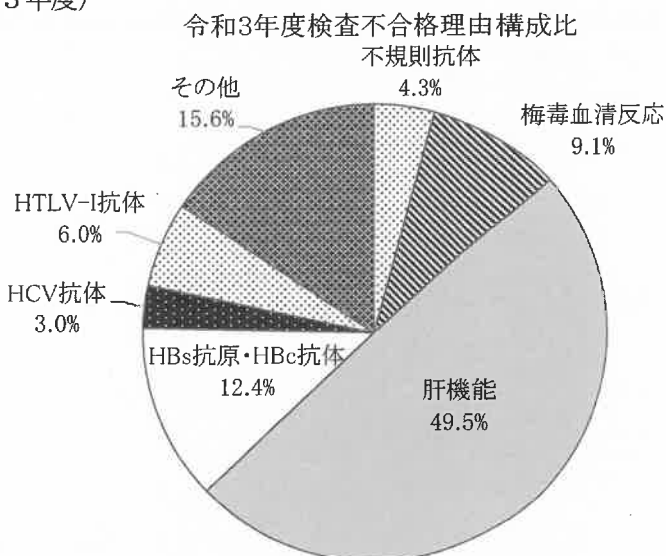
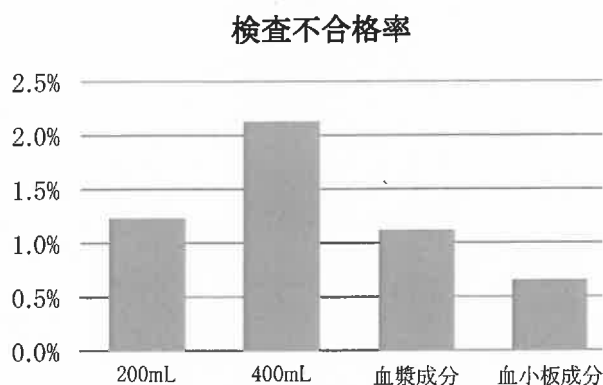
献血種別	献血受付者数			不採血者数			不採血率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
200mL 献血	693	2,413	3,106	88	714	802	12.7%	29.6%	25.8%
400mL 献血	47,050	19,803	66,853	3,291	4,473	7,764	7.0%	22.6%	11.6%
血漿献血	12,299	8,708	21,007	82	194	276	0.7%	2.2%	1.3%
血小板献血	9,986	3,259	13,245	553	1,269	1,822	5.5%	38.9%	13.8%
合計	70,028	34,183	104,211	4,014	6,650	10,664	5.7%	19.5%	10.2%

《不採血理由内訳》

(単位:人)

	男		女		合計		
	人数	不採血率	人数	不採血率	人数	不採血率	
受付者	70,028		34,183		104,211		
献血者	66,014		27,533		93,547		
不採血者	血色素量不足	815	1.16%	3,542	10.36%	4,357	4.18%
	その他	3,199	4.57%	3,108	9.09%	6,307	6.05%
	計	4,014	5.73%	6,650	19.45%	10,664	10.23%

(8) 献血者の検査不合格状況（東北6県実績・令和3年度）



※ HTLV-I :ヒトT細胞白血病ウイルス-1型の略称、HBs抗原:ヒトB型肝炎ウイルスの表面タンパク(Sタンパク質)に由来する抗原、HBc抗原:B型肝炎ウイルスを構成するタンパクの一つ、HCV:C型肝炎ウイルス

《不合格状況》

(単位:人, %)

献血種別	検査数	不合格数	不合格率
200mL 献血	8,514	105	1.2
400mL 献血	223,934	4,768	2.1
血漿献血	74,839	835	1.1
血小板献血	36,807	240	0.7
合計	344,094	5,948	1.7

《検査不合格理由内訳》

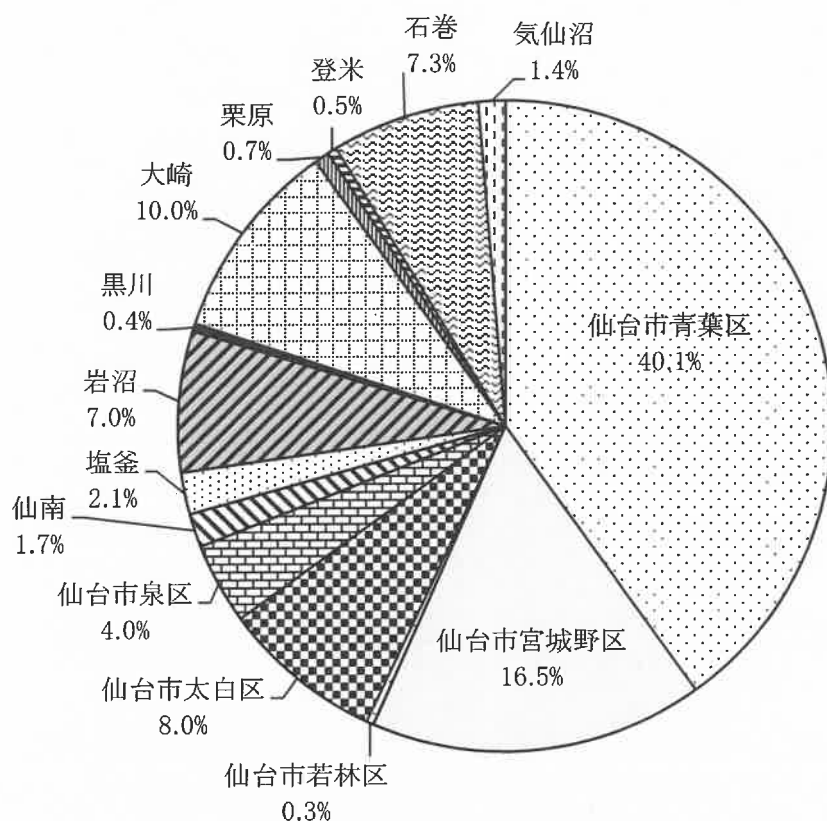
(単位:件, %)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	不合格数	不合格率	不合格数	不合格率	不合格数	不合格率	不合格数	不合格率	不合格数	不合格率
不規則抗体	222	0.07	199	0.06	183	0.05	195	0.06	262	0.08
梅毒血清反応	156	0.05	148	0.05	462	0.14	599	0.17	551	0.16
肝機能	2,602	0.80	2,751	0.85	2,743	0.81	3,361	0.97	3,013	0.88
HBs抗原・HBc抗体	1,088	0.34	883	0.27	1,220	0.36	928	0.27	757	0.22
HCV抗体	73	0.02	65	0.02	279	0.08	201	0.06	184	0.05
HTLV-I抗体	340	0.10	221	0.07	440	0.13	494	0.14	365	0.11
その他	453	0.14	621	0.19	738	0.22	790	0.23	949	0.28
合計	4,934	1.52	4,888	1.51	6,065	1.79	6,568	1.90	6,081	1.78

※一検体で複数の不合格理由が発生した数を含む合計であるため、上記(1)の不合格数より多くなる場合がある。
 ※その他は破損を含む。

3 供給状況

(1) 保健所管内別血液製剤供給状況（令和3年度）

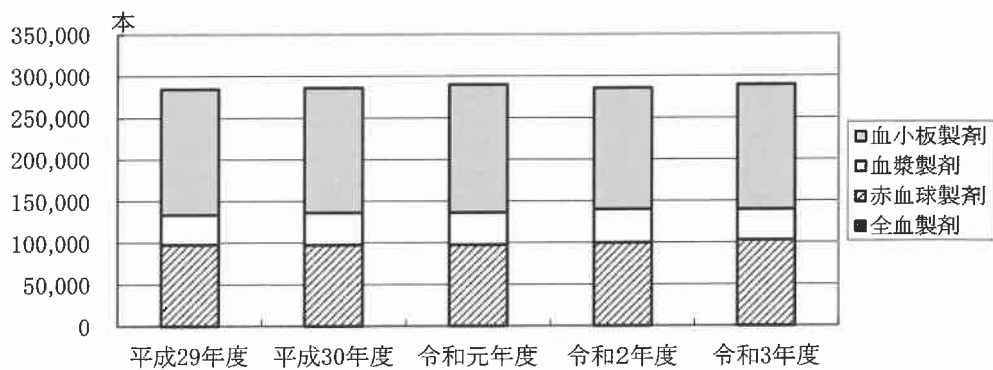


(単位：本)

保健所名	全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	合計	供給比率
青葉	0	31,339	20,634	64,015	115,988	40.1%
宮城野	0	15,951	4,508	27,405	47,864	16.5%
若林	0	607	4	395	1,006	0.3%
太白	0	9,030	2,113	12,061	23,204	8.0%
泉	0	6,846	1,978	2,890	11,714	4.0%
仙台市	0	63,773	29,237	106,766	199,776	68.9%
仙南	0	3,570	459	795	4,824	1.7%
塩釜	0	3,658	194	2,175	6,027	2.1%
岩沼	0	5,384	516	14,370	20,270	7.0%
黒川	0	533	0	570	1,103	0.4%
大崎	0	9,653	3,538	15,735	28,926	10.0%
栗原	0	1,566	90	445	2,101	0.7%
登米	0	1,132	28	165	1,325	0.5%
石巻	0	10,988	2,582	7,560	21,130	7.3%
気仙沼	0	2,533	342	1,055	3,930	1.4%
合計	0	102,790	36,986	149,636	289,412	100.00%

※200mLを1本として換算。

(2) 年度別輸血用血液供給状況の推移



(単位:本)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
全血製剤	0	0	0	0	0
赤血球製剤	97,993	97,496	97,500	99,800	102,790
血漿製剤	35,668	38,832	38,923	40,482	36,986
血小板製剤	150,897	149,788	153,536	145,290	149,636
合計	284,558	286,116	289,959	285,572	289,412

※200mLを1本として換算。

(3) 年度別原料血漿確保量の推移 (東北6県実績)

(単位: L)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
確保目標量	65,316	71,451	77,911	83,464	88,640
確保量	65,946	70,354	81,516	89,629	88,036
達成率(%)	101.0%	98.5%	104.6%	107.4%	102.8%

4 献血行事開催状況（令和3年度）

	県	市町村	宮城県血液センター他
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・楽天生命パーク宮城大型ビジョンによる広報 ・民放ラジオによる広報 		
4月		富谷市献血推進委員協議会総会(23日)	
5月		松島町献血推進協議会定例会議(1日) (書面開催)	
6月			
7月	「愛の血液助け合い運動」月間(7月1日～7月31日)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「県政だより」「県政ラジオ」「県葉ニュース」による広報 ・東北楽天ゴールデンイーグルスを起用した献血普及推進動画『はじめよう！献血』をYoutubeバンパー広告表示(7月12日から8月11日) ・令和3年度献血担当者研修会(7月6日) 	愛の献血助け合い運動献血キャンペーン <ul style="list-style-type: none"> ・名取市献血推進協議会総会(書面開催) ・名取市献血推進協議会×Vtuber 名取さな(7月26日から3月31日) 	愛の献血助け合い運動献血キャンペーン
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・七ヶ浜町献血推進協議会(3日) ・第1回丸森町健康づくり推進協議会(24日) 	
9月		富谷市献血推進委員協議会定例会(28日)	
10月			
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・東北楽天ゴールデンイーグルスを起用した献血普及推進動画『はじめよう！献血』をYoutubeバンパー広告表示(11月15日から12月14日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北工業大学学園祭における献血啓発活動(20日) ・八木山動物公園のイベントにおける献血啓発活動(21日) ・女川町優良献血協力者表彰(30日) 	
12月		小学生向け献血啓発(20日)	全国学生クリスマス献血キャンペーン 2021(19日)(主催:宮城県青年赤十字奉仕団連絡協議会)
1月	はたちの献血キャンペーン(1月1日～2月28日)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「民放ラジオ」「県政だより」「県葉ニュース」による広報 	・成人式における啓発活動	
2月	・宮城県献血推進協議会(8日)(主催:宮城県)		
3月		第2回丸森町健康づくり推進協議会(25日)	

5 広報

(1) 広報資料の作成配布

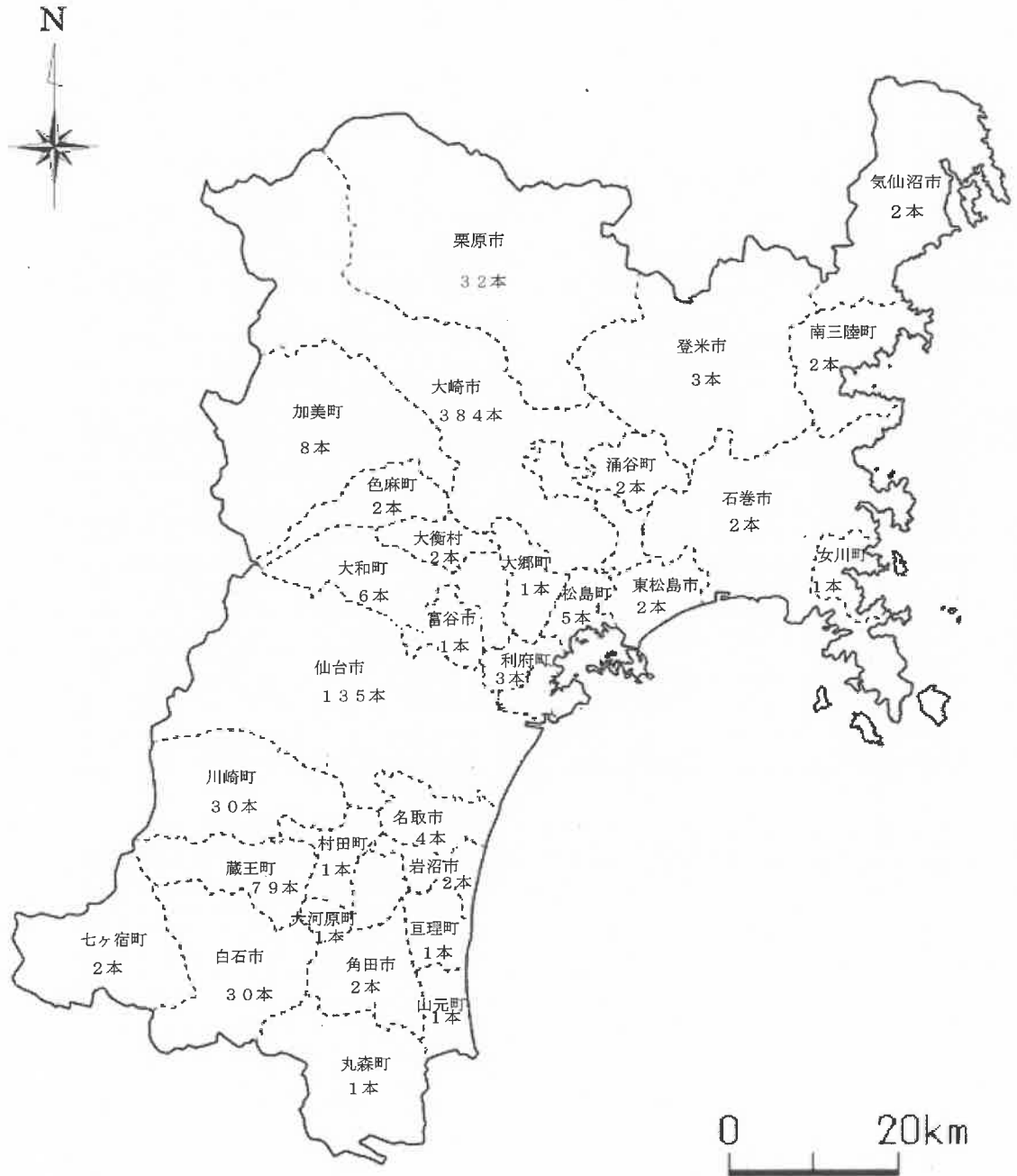
種 類	タイトル	部数	主な配布先等
リーフレット	「はじめよう！つづけよう！献血」	79,500	県内全高等学校，市町村，保健所等

(2) 広報事業実施状況

内 容	広 報 種 別	時期または回数
献血協力の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天生命パーク宮城大型ビジョン ・ 県政ラジオ (Date FM, TBCラジオ) 	年間 12 回 年間 3 回
東北楽天ゴールデンイーグルスを起用した献血の普及推進	東北楽天ゴールデンイーグルスのキャラクター一等が献血を推進するインストリーム広告用動画6秒3タイプを作成して、Youtubeバンパー広告を実施した。	7月12日～8月11日 11月15日～12月14日 合計 780,206 回表示
「愛の血液助け合い運動」月間のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政だより ・ 県政ラジオ (Date FM) ・ 宮城県Facebook ・ 県薬ニュース7月号 (宮城県薬剤師会) 	7月
「はたちの献血」キャンペーンのお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政だより ・ 県政ラジオ (Date FM, TBCラジオ) ・ 県薬ニュース1月号 (宮城県薬剤師会) 	1月～2月

VII 温 泉

1 市町村別源泉数



2 概要

温泉の保護と適正な利用を確保するため、温泉法に基づく温泉掘削等の行政処分について、自然環境保全審議会温泉部会の意見を聴き、適正な処分を期するとともに、温泉測定調査、温泉水の細菌学的検査並びに有害ガス測定調査を実施し、保健衛生面における指導を行った。

また、温泉資源の保護や適正利用を目的として策定した宮城県温泉資源管理基本計画に基づき、秋保温泉、遠刈田温泉及び鳴子温泉における温泉資源動向定点モニタリング調査を実施するとともに、松島温泉地域のこれまでの分析結果や、毎年県で実施している温泉測定調査結果等について、資料を整理・解析した。

3 宮城県自然環境保全審議会温泉部会の運営及び許可事務等

(1) 宮城県自然環境保全審議会温泉部会の開催

温泉法第32条の規定による行政処分に対する意見の聴取について知事の諮問に応じ、2回開催した。

(単位：件)

諮問内容 開催 年月日 及び回次	審議件数				答申内容												
					許可相当				不許可相当				保留				
	掘削	増掘	動力装置	計	掘削	増掘	動力装置	計	掘削	増掘	動力装置	計	掘削	増掘	動力装置	計	
R3.6.10 第86回	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4.2.9 第87回	5	0	2	7	5	0	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	0	3	8	5	0	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 許可事務の処理

温泉掘削等の許可申請に基づき、関係資料の収集を行い、現地調査を実施するとともに温泉部会に諮問し、各申請に伴う行政処分の適正を期した。

自然環境保全審議会の答申に基づいて行った温泉掘削、増掘及び動力の装置の行政処分は、次表1に示すとおり許可処分8件であった。また、温泉利用許可については、次表2に示すように受理件数40件（仙台市除く）、許可処分38件（仙台市除く）であり、管轄別温泉利用許可件数は次表3のとおりである。温泉採取者からの温泉採取許可申請及び可燃性ガス濃度確認申請は次表4のとおり可燃性天然ガス濃度確認申請4件に対して4件確認している。

表1 温泉掘削・増掘・動力の装置許可事務処理状況

(単位：件)

所轄区分	種別 処分 状況	掘削			増掘			動力装置		
		受理	処分件数		受理	処分件数		受理	処分件数	
			許可	不許可		許可	不許可		許可	不許可
仙南保健所		1	1	0	0	0	0	0	0	0
大崎保健所		2	2	0	0	0	0	0	0	0
栗原保健所		1	1	0	0	0	0	1	1	0
薬務課		1	1	0	0	0	0	2	2	0
計		5	5	0	0	0	0	3	3	0

表2 温泉利用許可事務処理状況

(単位：件)

所轄区分	種別 処分状況	温泉利用許可申請							備考
		受理件数			処分件数				
		浴用	飲用	計	許可			不許可	
浴用	飲用				計				
仙南保健所		16	0	16	14	0	14	0	次年度許可2件
塩釜保健所		10	0	10	10	0	10	0	
大崎保健所		14	0	14	14	0	14	0	
仙台市		9	0	9	4	0	4	0	次年度許可5件
計		49	0	49	42	0	42	0	

表3 保健所別温泉利用許可件数

(単位：件)

許可区分	浴用	飲用	浴用及び飲用	計
仙南保健所	422	3	0	425
塩釜保健所	80	0	0	80
塩釜保健所岩沼支所	28	0	0	28
塩釜保健所黒川支所	15	0	0	15
大崎保健所	470	1	0	471
栗原保健所	71	0	0	71
石巻保健所	21	0	0	21
登米保健所	7	0	0	7
気仙沼保健所	11	0	0	11
仙台市	286	0	0	286
計	1,411	4	0	1,415

表4 温泉採取許可・可燃性天然ガス濃度確認事務処理状況

(単位：件)

所轄区分	種別 処分状況	採取許可			濃度確認			備考
		受理	処分件数		受理	処分件数		
			許可	不許可		確認	不確認	
大崎保健所		0	0	0	2	2	0	
薬務課		0	0	0	2	2	0	
計		0	0	0	4	4	0	

4 温泉関係立入検査等

(1) 温泉関係立入検査状況

(単位:件)

	現温泉掘削地	現温泉増掘地	伴温泉動力増掘地	工事着手現場確認	温泉掘削・増掘・動力装置	工事中間状況の現地調査	現地確認	温泉利用許可申請に伴う	温泉採取許可申請に伴う	可燃性ガス濃度確認申請に伴う	に伴う現地確認	温泉地盤確認	温泉利用施設の実態調査	硫化水素ガス測定調査	温泉水の細菌学的検査	調査指	※未利用源泉対策関連調査	※源泉測定調査	※(その他)通常立入の検査等	計
令和元年度	100	0	0	12	6	6	22	0	0	30	0	1	28	4	84	5	71	45	414	
令和2年度	11	0	12	10	3	8	38	0	4	26	0	1	34	4	35	9	52	47	294	
令和3年度	16	0	4	5	3	8	25	0	3	31	2	0	32	4	20	1	68	75	297	
業務課	4	0	3	2	2	1	0	0	1	4	0	0	0	0	10	0	0	9	36	
仙南保健所	1	0	0	0	0	0	14	0	0	15	0	0	0	3	3	0	55	7	98	
塩釜保健所	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	12	19	
塩釜保健所岩沼支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	11	
塩釜保健所黒川支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	5	
大崎保健所	10	0	0	2	1	6	6	0	2	5	2	0	23	1	2	0	13	23	96	
栗原保健所	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	0	0	5	0	0	0	0	9	20	
石巻保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	3	
登米保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	3	9	
気仙沼保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(参考): H30年度までは、上記※3項目を、源泉実態調査等としてまとめて計上していた

(単位:件)

	現温泉掘削地	現温泉増掘地	伴温泉動力増掘地	工事着手現場確認	温泉掘削・増掘・動力装置	工事中間状況の現地調査	現地確認	温泉利用許可申請に伴う	温泉採取許可申請に伴う	可燃性ガス濃度確認申請に伴う	に伴う現地確認	温泉地盤確認	温泉利用施設の実態調査	硫化水素ガス測定調査	温泉水の細菌学的検査	調査指	源泉実態調査等	計
平成28年度	12	0	3	5	4	2	27	2	0	28	2	13	33	4	34	247	416	
平成29年度	24	0	24	6	6	5	15	0	0	31	7	29	36	4	33	67	287	
平成30年度	14	0	20	2	1	3	15	0	3	31	15	0	28	4	139	176	451	

(2) 温泉水の細菌学的検査

温泉水の細菌学的検査実施要領に基づき、飲用の許可を受けている利用施設に対して細菌学的検査を実施（4施設）し、不適施設へは改善の指導を行うなど公衆衛生の確保を図った。調査結果は次のとおりである。

(単位：件)

保健所・支所名	飲用の許可を受けている利用施設					
	検査利用 施設数	検査 注湯口数	不適利用 施設数	不適 注湯口数	不適内訳	
					一般細菌数	大腸菌群
仙南保健所	3	3	0	0	0	0
大崎保健所	1	1	0	0	0	0
計	4	4	0	0	0	0

※一般細菌数100個/mL以下、大腸菌群は検出されないことが基準

(3) 硫化水素ガス測定調査

温泉利用施設内における温泉水中の有害成分による事故を未然に防止するため、県内の利用施設内における硫化水素ガス発生の有無を測定し、基準を超える2件に対し浴室の換気等について改善等を指導し、公衆衛生の確保を図った。

(単位：件)

保健所・支所名	測定実施 施設数	測定実施 浴槽数	測定箇所 件数	不適施設数	不適浴室数
塩釜保健所黒川支所	2	2	8	0	0
大崎保健所	16	50	135	1	2
栗原保健所	3	10	24	0	0
計	21	62	167	1	2

※浴室床面から上位7.0cm位置で10ppm以下、浴槽湯面から上位10cm位置で20ppm以下が基準

(4) 温泉分析の推進

新たに掘削したもの、未分析のもの、2つ以上の源泉を混湯して利用しているものについて温泉分析を指導した。また、温泉分析後10年以上経過している源泉については、改正温泉法に基づき、温泉再分析を指導した。

県内の温泉分析機関：公益財団法人宮城県公害衛生検査センター（宮城第1号）
一般社団法人宮城県公衆衛生協会（宮城第2号）
エヌエス環境株式会社（宮城第3号）

地域別利用状況（多目的利用分）

所轄保健所	市町村名	温泉地名	用途	源泉総数	利用源泉数		未利用源泉数		温度別源泉数				湧出量 (L/分)		主たる泉質名
					自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃≤ <42℃	42℃以上	水蒸気及びガス	自噴	動力	
薬務課	仙台市	愛子周辺	洗濯用水	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	240	ナトリウム・カルシウム一塩化物泉
		泉	ビニールハウス暖房	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	36	ナトリウム・カルシウム一塩化物泉 低張性弱アルカリ性温泉
計				2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	276	

6 温泉保護調査

○温泉測定調査

一般社団法人宮城県温泉協会に委託して、10月～11月の湯水期に、県内一円の測定可能な温泉の温度・湧出量の調査及び動力の装置の種類等の確認を行い、温泉の経年変化を把握することによって温泉保護の資料とした。

・調査対象延源泉数 336件

7 温泉資源管理事業

平成18年度に策定した「宮城県温泉資源管理基本計画」に基づき、秋保温泉、遠刈田温泉及び鳴子温泉における温泉資源の保護等に向けた検討を行うために、公益財団法人中央温泉研究所に委託し、温泉資源動向定点モニタリング調査を行った。

VIII 臟器移植

1 概 要

平成9年10月に「臓器の移植に関する法律」が施行され、第3条の国及び地方公共体の責務に基づき、臓器移植に関して関係機関等との連絡調整及び移植医療の県民への普及啓発を図るため、本県においては平成10年度より公益財団法人宮城県腎臓協会（みやぎ腎バンク）に委託し、県臓器移植コーディネーターを設置している。

そして、平成11年6月には、古川市立病院（現大崎市民病院）にて県内1例目で国内第3例目となる脳死ドナー（臓器提供者）があり、法的脳死判定、臓器摘出、臓器搬送が行われ、県内外で臓器移植が実施された。平成22年7月には、法改正により本人の臓器提供意思が不明でも家族の同意で提供が可能となり、令和4年3月31日現在、全国で828例の脳死下臓器移植が実施されている。

また、県内の臓器提供施設から臓器提供があり、公益社団法人日本臓器移植ネットワークから県に協力要請があった場合を想定し、総務部消防課と協議し「臓器移植に係る緊急搬送実施要領」を平成11年9月13日から施行していたが、各関係機関との更なる協議のうえ令和2年7月に同要領を改正し、より早急に対応できる体制を整えた。

普及啓発活動に関しては、移植医療への理解を深める機会として、令和3年度は宮城県庁にて「移植を受けた子どもの絵等の作品展示」を開催した。さらに、県民を対象としたリーフレットやウェットティッシュを薬務課にて配布し、普及啓発を推進した。

2 臓器提供意思登録者数

臓器提供の意思について、（公社）日本臓器移植ネットワークのインターネットサイトの登録システムで登録を行った人数は下表のとおりである。

	年度別登録者数（※1）	現登録者数（※2）	宮城県内現登録者数（※3）
平成26年度	7,001	128,943	
平成27年度	5,713	133,221	
平成28年度	4,698	136,696	
平成29年度	5,353	141,076	
平成30年度	5,498	145,496	
令和元年度	5,597	150,066	
令和2年度	4,674	154,319	
令和3年度	6,313	159,722	2,527

※1 年度別登録者数：各年度内に仮登録を行った人数。仮登録から1年以内に本登録の手続きを行わない場合は、仮登録内容が自動的に削除される。

※2 現登録者数：各年度末に登録システムに登録されている人数。

※3 宮城県内現登録者数：令和3年度末より集計開始。各年度末に登録システムに登録されている人数。

3 臓器移植施設（移植関係学会合同委員会が特定した県内の脳死下移植施設）

令和4年3月31日現在

臓器	移植施設
心臓（1施設） *心肺同時移植可能施設	*東北大学病院
肺（1施設） *心肺同時移植可能施設	*東北大学病院
肝臓（1施設）	東北大学病院
腎臓（2施設）	東北大学病院・独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）仙台病院
膵臓（1施設） （膵腎同時移植可能）	東北大学病院
小腸（1施設）	東北大学病院

4 脳死下臓器提供施設

全国：371施設（施設名公表施設数）

令和4年3月31日現在

県内該当施設：6施設（その他施設名非公表施設も有）

施設名	①	②	③	④	⑤	施設名公表
東北大学病院	○	○	○	○	○	○
大崎市民病院			○	○		○
石巻赤十字病院			○	○		○
独立行政法人国立病院機構仙台医療センター			○	○		○
仙台市立病院			○	○		○
地方独立行政法人宮城県立こども病院			○		○	○

・施設基準：高度医療を行う次のいずれかを満たす施設

- ①大学附属病院
- ②日本救急医学会の指導医指定施設
- ③日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設
- ④救急救命センターとして認定された施設
- ⑤日本小児総合医療施設協議会の会員施設

5 脳死下臓器移植事例

(1) 全国の脳死下臓器提供事例

平成9年10月から令和4年3月末まで …828例（令和3年度…79例）

(2) 県内の脳死下臓器提供事例 … 10例

県内① 第3例 平成11年6月14日 古川市立病院（現 大崎市民病院）

ドナー情報	20歳代の男性
脳死判定日	6月13日
提供臓器	心臓，肝臓，腎臓

県内② 第100例 平成22年9月30日 東北大学病院

ドナー情報	30歳代の男性
脳死判定日	9月29日
提供臓器	心臓, 肝臓, 膵臓, 腎臓

県内③ 第255例 平成26年1月23日 東北大学病院

ドナー情報	20歳代の女性
脳死判定日	1月22日
提供臓器	肺, 肝臓, 膵臓, 腎臓

県内④ 第265例 平成26年3月16日 東北大学病院

ドナー情報	40歳代の女性
脳死判定日	3月15日
提供臓器	肺

県内⑤ 第409例 平成28年10月4日 東北大学病院

ドナー情報	60歳代の男性
脳死判定日	10月2日
提供臓器	心臓, 肝臓, 膵臓, 腎臓

県内⑥ 第430例 平成29年1月27日 東北大学病院

ドナー情報	40歳代の女性
脳死判定日	1月26日
提供臓器	心臓, 肺, 肝臓, 膵臓, 腎臓

県内⑦ 第689例 令和2年4月11日 仙台市立病院

ドナー情報	60歳代の男性
脳死判定日	4月10日
提供臓器	心臓, 肺, 腎臓

県内⑧ 第696例 令和2年5月17日 東北大学病院

ドナー情報	40歳代の女性
脳死判定日	5月15日
提供臓器	心臓, 肺, 肝臓, 膵臓, 腎臓

県内⑨ 第754例 令和3年4月24日 東北大学病院

ドナー情報	50歳代の男性
脳死判定日	令和3年4月20日
提供臓器	肺, 肝臓, 膵臓, 腎臓

県内⑩ 第771例 令和3年7月17日 東北大学病院

ドナー情報	50歳代の男性
脳死判定日	令和3年7月16日
提供臓器	心臓, 肺, 肝臓, 膵臓, 腎臓

(3) 県内の脳死下提供臓器移植件数 … 200例 (令和4年3月31日現在)

< 県内の脳死下提供臓器移植件数 (臓器別・年度別) >

平成9年からの累計

年度 区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	臓器別 件数
心臓	0	1	0	2	1	1	2	2	2	1	3	2	5	3	3	29
肺	3	8	5	10	8	8	13	8	6	10	9	12	8	6	11	134
肝臓	0	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	6
腎臓	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	6
膵・腎同時	0	0	1	2	1	1	1	0	1	1	1	0	4	1	0	15
小腸	1	1	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	10
年度別件数	4	11	6	17	13	12	17	10	10	14	13	14	19	11	15	200

IX 角膜・造血幹細胞移植

1 角膜移植概要

昭和33年「角膜移植に関する法律」の施行を契機に大きく前進し、昭和38年には初のアイバンクが設立され、現在、全国54ヶ所のアイバンク及び公益財団法人日本アイバンク協会（旧：財団法人日本眼球銀行協会）を中心に献眼思想の普及と角膜移植の推進を図り、理解と協力を呼びかけ、角膜移植は大きく進展してきた。

宮城県においては、昭和43年12月に公益財団法人東北大学アイバンクが設立され、角膜移植推進事業の強化拡充のため、平成14年度までアイバンクへの事業費補助を行ってきた。現在は、臓器移植推進等普及啓発事業の一環として、コンビニエンスストアへのリーフレット配架等、一般県民への普及啓発活動を行っている。

2 角膜移植実績

東北大学アイバンクの現状

(令和4年3月31日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	累計 (昭和43年12月～)
角膜提供登録者数(人)	45	27	40	53	88	9,551
角膜提供者数(人)	10	7	9	5	10	529
(眼)	20	14	18	10	20	1041
角膜移植例数(例)	26	14	16	11	15	993

3 造血幹細胞移植概要

骨髄・末梢血移植に関しては、平成3年12月に財団法人骨髄移植推進財団（現 公益財団法人日本骨髄バンク）が設立され、宮城県においては骨髄データセンター（宮城県赤十字血液センター）に加えて、平成6年度から7保健所及び2支所において骨髄提供希望者登録推進事業として、月1回、骨髄バンクへの登録受付業務を開始した。平成9年4月からは、実施回数を月2回に増やし骨髄提供希望者が登録しやすい環境を整備した。

また、平成17年3月1日より骨髄提供希望者の登録要件の変更があり、年齢の下限が20歳から18歳へ引き下げられたため、平成10年8月に骨髄バンク設立当初の目標であった全国の骨髄提供希望者（骨髄ドナー）登録者数10万人を達成していたが、平成20年1月に患者の90%に提供者が見つかる試算されている骨髄ドナー登録者数30万人を達成した。しかし、ドナー候補者が見つかって骨髄移植まで至る割合は6割弱にとどまっており、さらなる骨髄ドナー登録への呼びかけが必要である。

さい帯血移植は、平成6年に第1例が行われ、その後精力的な取り組みが行われているが、未だ歴史が浅く、宮城県においては、平成10年7月31日に初めて東北大学加齢医学研究所で移植が行われた。また、さい帯血移植療法の効果について医療保険上一定の評価がなされ、平成11年4月から移植術について医療保険の適用となっている。平成11年8月1日に「日本さい帯血バンクネットワーク」が設立され、5年を目途として2万個のさい帯血を保存し、希望する患者の90%以上にHLA型の一致したさい帯血を提供するための体制整備が開始された。平成23年1月には全国でのさい帯血バンクを介したさい帯血移植が7千例を超えた。

宮城県においては、平成11年3月、県内へのさい帯血バンク設置に向けた検討を行うために「宮城県さい帯血バンク検討委員会」が設置され、平成11年12月20日に東北大学医学部附属病院（現東北大学病院）を中心に、国立仙台病院（現仙台医療センター）や宮城県赤十字血液センターが協力機関となり、宮城さい帯血バンクが設立された。平成12年3月24日特定非営利活動法人として登記、同年4月3日から宮城さい帯血バンクとしての活動を開始し、平成14年3月25日に全国で10ヶ所目のバンクとして承認された。また、平成14年に初のさい帯血供給・移植が行われた。しかしながら、さい帯血バンク事業の財政基盤の脆弱性が懸念されていた中、恒常的な資金不足のため、平成24年3月をもってバンク業務を終了し、普及啓発及びさい帯血バンク支援を行う新組織「特定非営利活動法人さい帯血バンクサポート宮城」として活動して行くこととなった。

このように、骨髄・末梢血移植とさい帯血移植はそれぞれが移植医療の推進を目指し活動してきたが、平成26年1月1日付けで「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年九月十二日法律第九十号）」及び「法律施行規則」が施行されたことにより、国によって基本方針が策定され、今後はこの方針を基に推進が図られることとなった。

基本的な方向性として、「造血幹細胞に関わる者が法に基づき課せられた責務を果たすこと」、「造血幹細胞移植を希望する患者にとって、病気の種類や病状にあった最適な造血幹細胞移植が行われるとともに、患者の生活の質の改善を図ることを目指すこと」が掲げられている。また、日本赤十字社が本法で規定する唯一の「造血幹細胞提供支援機関」として指定されたことから、献血ルームなどでの更なる登録拡大が期待される。

宮城県においては、市町村が創設するドナー助成制度に対し、補助金を交付する制度を平成30年4月1日より施行し、更なる骨髄バンクドナー登録者及び骨髄提供者の増加が期待される。

4 骨髄移植実績

(1) 骨髄バンクの現状

・登録状況，移植例数

(令和4年3月31日現在)

	全国（海外登録含む）	宮城県
骨髄提供登録者数（人）	537,820	18,650（県内で登録を行った登録者数）
患者登録者数（人）	1,732	25（県内に居住する登録者数）
骨髄採取数累計（数）	26,528	644（県内で実施された採取数）
骨髄移植例数累計（例）	26,503	366（県内で実施された移植数）

(2) 宮城県の現状

・登録状況，採取数，移植例数

区分	年度				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
骨髄提供登録者増加数（前年度末比）（人）	519	752	441	142	105
各年度末患者登録者数（人）	32	34	26	26	25
骨髄採取数（県内実施）（人）	55	44	48	32	29
骨髄採取数（県内居住者）（人）	40	32	33	31	29
骨髄移植例数（県内実施）（例）	23	25	20	27	25
骨髄移植例数（県内居住者）（例）	19	23	21	20	23

・非血縁者間骨髄移植，採取件数

(令和4年3月31日現在)

認定施設名	移植例数 (件)	採取件数 (件)
東北大学病院	247	439
宮城県立がんセンター	42	84
宮城県立こども病院	21	22
石巻赤十字病院	1	14
独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	55	85

・県庁，保健所における骨髄提供希望者登録状況 (集団登録及び献血併行型を含む)

(単位：人)

公 所 名	令和元年度登録者数	令和2年度登録者数	令和3年度登録者数
薬 務 課	17 (併：17)	25 (併：25)	11 (併：11)
仙南保健所			
塩釜保健所			1
塩釜保健所黒川支所	1		
塩釜保健所岩沼支所			
大崎保健所			
栗原保健所	1		
登米保健所	3		
石巻保健所		1	
気仙沼保健所		1	
合 計	22 (併：17)	27 (併：25)	12 (併：11)

(3) 宮城県骨髄バンクドナー助成事業補助金交付状況

区分	年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
	交付申請市町村数		6	11	12
支払実績有市町村数		2	5	8	8
支払対象人数 (人)		14	23	24	20
支払確定額 (千円)		960	1,580	1,530	1,350

5 さい帯血移植実績

(1) さい帯血移植の現状

区分	年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和3年	累計
	供給数 ※1	全 国	1,356	1,380	1,481	1,455	1,341
移植 使用数 ※2	全 国	1,334	1,355	1,430	1,431	1,316	21,449

※1：各さい帯血バンクから供給されたさい帯血本数の全国集計値

※2：各さい帯血バンクで移植に用いたさい帯血本数の全国集計値

(2) 宮城県内のさい帯血採取施設（2施設）（令和4年3月31日現在）

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
東北公済病院

(3) 宮城県内さい帯血移植登録施設（4施設）（令和4年3月31日現在）

東北大学病院
宮城県立がんセンター
独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
宮城県立こども病院

X 参 考 资 料

1 附属機関設置条例等

(1) 宮城県薬事審議会

薬事審議会条例

昭和38年10月18日

宮城県条例第37号

(設置)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、宮城県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 薬業者

三 消費者

四 関係行政機関の職員

五 県の職員

3 前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第129号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第63号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

宮 城 県 薬 事 審 議 会 委 員 名 簿

任期：令和4年3月31日まで

(令和4年2月7日現在)

所 属	氏 名
東北大学名誉教授	水 柿 道 直
東北大学大学院薬学研究科	平 塚 真 弘
東北医科薬科大学薬学部	村 井 ユリ子
公益社団法人宮城県医師会	赤 石 隆
公益社団法人宮城県看護協会	瀧 島 美 紀
仙台弁護士会	小 幡 佳緒里
一般社団法人宮城県薬剤師会	山 田 卓 郎
一般社団法人仙台市薬剤師会	上 畑 日登美
宮城県医薬品卸組合	富 永 敦 子
宮城県国民健康保険団体連合会	山 崎 敏 幸
宮城県消費者団体連絡協議会	玉 手 富美子
仙台市健康福祉局	林 敬

(2) 宮城県自然環境保全審議会温泉部会

自然環境保全審議会条例

昭和47年7月15日

宮城県条例第26号

(設置)

第1条 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 市町村長

三 国の関係地方行政機関の職員

3 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第3条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 前項の委員の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置き、会長は委員の互選によって、副会長は会長の指名によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

(部会)

第5条 審議会に、次に掲げる部会を置く。

一 自然環境部会

二 温泉部会

2 自然環境部会は、知事から諮問のあつた次に掲げる事項（会長が特に審議会に諮る必要があると認めるものを除く。）を調査審議するものとする。

一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「鳥獣保護管理法」という。）第12条第2項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限に関する事。

二 鳥獣保護管理法第14条第2項の規定による第二種特定鳥獣の狩猟の期間の延長に関する事。

三 鳥獣保護管理法第14条第3項の規定による第二種特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の解除に関する事。

- 四 鳥獣保護管理法第73条第2項の規定による猟区の維持管理に関する事務の委託を受ける者の指定に関すること。
 - 五 自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号。以下この項において「保全条例」という。）第13条第4項において準用する同条第1項又は保全条例第24条第2項において準用する同条第1項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域に関する保全計画の廃止又は変更に関すること。
 - 六 保全条例第22条の2第4項の規定による生態系維持回復事業計画の廃止又は変更に関すること。
 - 七 県立自然公園条例（昭和34年宮城県条例第20号。以下この項において「公園条例」という。）第5条第1項又は第6条第1項の規定による県立自然公園の公園計画の決定、廃止又は変更に関すること。
 - 八 公園条例第7条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による県立自然公園の公園事業の決定、廃止又は変更に関すること。
 - 九 公園条例第16条の2第4項の規定による生態系維持回復事業計画の廃止又は変更に関すること。
 - 十 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「公園法」という。）第9条第2項の規定による国定公園事業の決定（廃止及び変更を含む。）に関すること。
 - 十一 公園法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項、保全条例第18条第1項又は公園条例第10条第3項の規定による許可に関すること。
 - 十二 公園法第33条第2項、保全条例第21条第3項若しくは第26条第3項又は公園条例第12条第3項の規定による処分に関すること。
 - 十三 公園法第34条第1項、保全条例第22条（保全条例第27条において準用する場合を含む。）又は公園条例第13条第1項の規定による命令に関すること。
- 3 温泉部会は、知事から諮問のあつた温泉法（昭和23年法律第125号）の規定による処分その他温泉に関する事項（会長が特に審議会に諮る必要があると認めるものを除く。）を調査審議するものとする。
 - 4 部会に属すべき委員及び専門委員は、10人以内とし、会長が指名する。
 - 5 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
 - 6 部会長は、部会の会務を掌理するものとする。
 - 7 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第7条 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
 - 2 第5条第2項又は第3項の規定により部会の所掌に属させられた事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかかって定める。

附 則

(中 略)

附 則 (平成4年宮城県条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成4年10月1日から施行する。

(新たに任命される委員等の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成4年9月30日までの間に任命される宮城県自然環境保全審議会の委員(自然環境保全審議会条例第2条第2項第1号に掲げる者のうちから任命される委員に限る。)又は専門委員の任期は、改正後の自然環境保全審議会条例第2条第3項又は第3条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。

(宮城県温泉審議会条例の廃止)

- 3 宮城県温泉審議会条例(昭和25年宮城県条例第39号)は、廃止する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則

(略)

宮城県自然環境保全審議会温泉部会
委員・専門委員名簿

任期 令和2年10月1日～令和4年9月30日

(令和4年4月1日現在)

委嘱職名	所 属	氏 名	専 門
部会長 委員	公益財団法人中央温泉研究所前所長	益 子 保	温泉一般
部会長職務代理 委員	東北大学名誉教授	永 広 昌 之	地質学
委員	一般社団法人宮城県温泉協会理事 (蔵王町長)	村 上 英 人	温泉協会理事
委員	東北大学大学院教授	土 屋 範 芳	地球流体化学
委員	東北大学大学院教授	富 岡 佳 久	分析化学
専門委員	東北大学大学院特命教授	高 山 真	温泉医学
専門委員	仙台弁護士会 弁護士	佐 藤 靖 祥	法律学
専門委員	一般社団法人宮城県温泉協会	沼 倉 浩 章	温泉協会理事
専門委員	一般社団法人宮城県温泉協会	岩 松 廣 行	温泉協会理事

(3) 宮城県麻薬中毒審査会

麻薬中毒審査会条例

平成25年12月20日
宮城県条例第88号

(設置)

第1条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第2項の規定に基づき、同法第58条の8第3項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに宮城県麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員五人をもって組織する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の設置及び運営の合理化に関する条例の一部改正）

2 附属機関の設置及び運営の合理化に関する条例（昭和60年宮城県条例第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

*令和3年度において、設置した実績はない。

(4) 宮城県献血推進協議会

宮城県献血推進協議会条例

平成17年3月25日

宮城県条例第68号

(設置等)

第1条 知事の諮問に応じ、献血の推進に関する重要事項を審議するため、宮城県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、市町村長、医療関係団体の役員又は職員、関係行政機関及び県の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

宮城県献血推進協議会 委員名簿

任期 令和5年8月31日まで

(五十音順, 敬称略, 令和4年3月31日現在)

委嘱職名	団体名・職名等	氏名
会 長	東北大学大学院医学系研究科 血液・免疫病学分野教授	張 替 秀 郎
副 会 長	宮城県地域活動連絡協議会長 (母親クラブ)	佐々木とし子
委 員	宮城県教育委員会教育長	伊 東 昭 代
"	赤十字奉仕団宮城県支部委員会委員長	大 内 修 道
"	宮城県私立中学高等学校連合会 学校法人仙台育英学園理事長	加 藤 雄 彦
"	ライオンズクラブ国際協会 332-C 地区名誉顧問	木川田 明弘
"	宮城県高等学校長協会 宮城県立光明支援学校校長	菊 池 章 博
"	株式会社河北新報社総務局経理部長	小 松 弘 人
"	宮城県保健福祉事務所長等会議保健・医療専門部会 保健福祉部技術参事兼仙台保健福祉事務所保健医療監 兼塩釜保健所長	西 條 尚 男
"	公益社団法人宮城県医師会会長	佐 藤 和 宏
"	一般社団法人宮城県薬剤師会副会長	富 永 敦 子
"	一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	成 田 努
"	仙台市保健所長	林 敬
"	公募委員	松 川 康 子
"	宮城県赤十字血液センター所長	峯 岸 正 好
"	仙台市社会学級研究会会長	若 生 彩
"	日本赤十字社宮城県支部事務局長	渡 辺 達 美
"	宮城県青年会議事務局長	渡 辺 能 久

(5) 宮城県指定薬物審査会

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例

平成27年10月13日

宮城県条例第69号

目次

- 第一章 総則(第1条—第5条)
- 第二章 薬物の濫用の防止に関する施策等(第6条—第12条)
- 第三章 薬物の濫用の防止のための規制(第13条—第19条)
- 第四章 宮城県指定薬物審査会(第20条—第26条)
- 第五章 不動産の譲渡等における措置(第27条・第28条)
- 第六章 雑則(第29条)
- 第七章 罰則(第30条—第34条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用に関する規制を行うことにより、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、もって県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条に規定する大麻
- 二 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
- 四 あへん法(昭和29年法律第71号)第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしがら
- 五 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物(以下「大臣指定薬物」という。)
- 七 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物(酒類及びたばこを除く。)

(県の責務)

第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策(薬物の依存症及び中毒症状からの患者の回復並びに薬物の依存症の予防(以下「薬物の依存症等の回復等」という。))に関する施策を含む。第8条第1項を除き、以下同じ。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第4条 県民及び事業者は、薬物の危険性に関する知識及び理解を深め、薬物の濫用を防止するとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、薬物(第2条第7号に掲げるものを除く。)、第13条第1項に規定する知事指定薬物及び告示禁止物品(医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項の規定により製造等を禁止された物品をいう。以下同じ。)の使用、所持、販売等に関する情報を知ったときは、その情報を知事に提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、薬物の危険性を把握し、薬物の濫用を防止するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

(医師及び薬剤師の責務)

第5条 医師及び薬剤師は、患者に対する医療の提供を行うに当たり、患者が薬物をみだりに使用したことを知ったときは、使用した薬物の名称その他の当該薬物の特定のために必要な情報を知事に提供するよう努めるものとする。

第二章 薬物の濫用の防止に関する施策等

(情報の収集等及び提供)

第6条 県は、薬物の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、薬物の危険性に関する情報の収集、整理、分析及び評価を行い、県民に必要な情報を提供するものとする。

(広報啓発及び教育等の推進)

第7条 県は、県民に対する広報、啓発その他必要な施策を講ずることにより、薬物に対する理解及び関心を深め、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む運動を推進するものとする。

2 県は、薬物の濫用の防止に関する教育及び学習の機会の提供を推進するものとする。

(体制の整備)

第8条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、薬物の依存症等の回復等に係る体制の整備に努めるものとする。

(国等との連携協力等)

第9条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図り、必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(調査研究)

第10条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を科学的知見に基づいて実施するため、薬物の危険性に関する調査研究を行うものとする。

(監視指導)

第11条 県は、薬物の濫用を防止するための監視及び指導を適切かつ効果的に実施するものとする。

(関係団体との連携)

第12条 県は、関係行政機関、患者団体その他の関係団体と連携し、薬物の濫用の防止に関す

る施策に係る協議及び当該施策の実施に係る連絡調整を行うための機関又は協議会を組織するものとする。

第三章 薬物の濫用の防止のための規制

(知事指定薬物の指定)

第13条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物で、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県指定薬物審査会の意見を聴かなければならない。ただし、第2条第7号に掲げる薬物の濫用により、県民の生命又は身体に対して重大な危害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合であって、緊急を要し、あらかじめ宮城県指定薬物審査会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、速やかに、その指定に係る事項を宮城県指定薬物審査会に報告しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による指定をするときは、その旨及び当該指定に係る知事指定薬物の名称、指定の理由その他規則で定める事項を告示しなければならない。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(知事指定薬物の指定の失効)

第14条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる物に該当し、又は指定されるに至ったときは、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他規則で定める事項を告示するものとする。

3 第七章の規定は、第1項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても適用する。

(製造等の禁止)

第15条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)第2条各号に掲げる用途(以下「医療等の用途」という。)に供する場合は、この限りでない。

一 知事指定薬物(知事指定薬物を含有する物を含む。以下同じ。)を製造し、又は栽培すること。

二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること(県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。)

三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること(県の区域外における販売又は授与の目的で広告する場合を含む。)

四 知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

五 告示禁止物品を、医薬品医療機器等法第76条の6の2第2項の規定により同条第1項の規定による禁止が解除されるまでの間、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

六 大臣指定薬物、知事指定薬物及び告示禁止物品を使用することを知って、そのための場所を提供し、又は提供の周旋をすること。

(立入調査等)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物(以下「知事指定薬物等」という。)を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、若しくは使用し、告示禁止物品を使用し、又は前条第六号の場所を提供し、若しくは提供の周旋をする者その他の関係者から必要な報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

3 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前2項の場合において、第2項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第17条 知事は、第15条各号の規定に違反した者に対し、警告を発することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第15条各号の規定に違反したときは、行為者に前項の規定による警告を発するほか、その法人又は人に対しても、警告を発することができる。

3 前2項の警告は、書面を交付して行うものとする。

(製造中止等の命令)

第18条 知事は、前条第1項及び第2項の規定による警告(第15条第1号から第4号までに掲げる行為に係るものに限る。以下この条において「警告」という。)に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け又は使用の中止、回収、廃棄その他必要な措置(以下「知事指定薬物の製造中止等」という。)を命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第1号から第4号までの規定に違反した者に対し、警告を発することなく、知事指定薬物の製造中止等を命ずることができる。

一 薬物の濫用による危害から県民の生命又は身体を守るため緊急を要する場合で、警告を発するいとまがないとき。

二 第15条第1号から第4号までの規定に違反した者が、過去に同条第1号から第4号までのいずれかの規定に違反したことにより警告を受けたことがあるとき。

(公安委員会の要請等)

第19条 公安委員会は、第2条第7号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 公安委員会は、警察職員が第15条第5号及び第6号に掲げる行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に通知することができる。

第四章 宮城県指定薬物審査会

(設置)

第20条 第13条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議するため、宮城県指定薬物審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織等)

第21条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、薬学に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第22条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第23条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第25条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第五章 不動産の譲渡等における措置

(不動産の譲渡等をする者が講ずべき措置)

第27条 何人も、譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。)(以下「譲渡等」という。)をしようとする不動産が、薬物の製造、栽培、販売、授与又は販売若しくは授与の目的での所持(医療等の用途に該当する場合を除く。)のための施設又はその敷地(以下「薬物製造施設等」という。)の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約を締結しようとする相手方に対し、当該不動産を薬物製造施設等の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者が講ずべき措置)

第28条 何人も、他人が譲渡等をしようとする不動産が薬物製造施設等の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守についての助言その他の措置を講じなければならない。

第六章 雑則

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第30条 第18条の規定による命令(第15条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第15条第1号又は第2号の規定に違反した者

二 第18条の規定による命令(第15条第3号又は第4号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者

第32条 第15条第3号又は第4号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第16条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をした者

二 第16条第2項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第16条第3項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第30条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第3項、第15条から第19条まで、第五章及び第七章の規定は、平成27年12月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則

(略)

※ 宮城県指定薬物審査会委員は、非公開

(6) 宮城県薬物乱用対策推進本部

宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設置)

第1 薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ積極的な薬物乱用対策を推進するため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第12条に規定される組織として、宮城県薬物乱用対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(任務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項について検討、審議し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 薬物の乱用対策の総合的な施策に関すること。
- (2) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定、推進及び進行管理等に関すること。
- (3) その他薬物乱用対策に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事の職にある者を、副本部長は保健福祉部長及び県警察本部長の職にある者を、本部員は別表1に掲げる職にある者に委嘱し又は充てる。

(推進本部の運営)

第4 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議事を主宰する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部構成員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

(幹事)

第5 推進本部にその任務を分掌させるため、幹事を置く。幹事は関係行政機関の職員で本部長の指名した職にある者とする。

(事務)

第6 推進本部の事務は県保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

別表 1

宮城県薬物乱用対策推進本部員

	職 名
本部長	宮城県知事
副本部長	宮城県保健福祉部長
〃	宮城県警察本部長
本部員	仙台少年鑑別所長
〃	仙台保護観察所長
〃	仙台出入国在留管理局長
〃	仙台地方検察庁刑事部長
〃	横浜税関仙台塩釜税関支署長
〃	横浜税関仙台空港税関支署長
〃	東北厚生局麻薬取締部長
〃	宮城労働局雇用環境・均等室長
〃	宮城海上保安部長
〃	宮城県総務部私学・公益法人課長
〃	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長
〃	宮城県環境生活部共同参画社会推進課長
〃	宮城県環境生活部消費生活・文化課長
〃	宮城県保健福祉部社会福祉課長
〃	宮城県保健福祉部精神保健推進室長
〃	宮城県保健福祉部薬務課長
〃	宮城県精神保健福祉センター所長
〃	宮城県立精神医療センター院長
〃	宮城県教育庁義務教育課長
〃	宮城県教育庁高校教育課長
〃	宮城県教育庁保健体育安全課
〃	宮城県教育庁生涯学習課長
〃	宮城県警察本部生活安全部長
〃	宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課長
〃	宮城県警察本部生活安全部少年課長
〃	宮城県警察本部刑事部長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課長
〃	仙台市健康福祉局保健所健康安全課長

別表 2

宮城県薬物乱用対策推進本部幹事

	職 名
幹 事	宮城県保健福祉部薬務課総括課長補佐
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課銃器薬物捜査指導官
〃	宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班長

2 薬事関係団体（順不同、敬称略）

令和4年4月1日現在

名 称	代 表 者 名	事 務 所 所 在 地	電話番号 (FAX番号)
※ 公益財団法人仙台微生物研究所	海老名 卓三郎	〒989-3204 仙台市青葉区南吉成六丁目6-6	303-3044 (303-3064)
※ 一般社団法人宮城県薬剤師会	山 田 卓 郎	〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15-26	391-1180 (391-6640)
※ 一般社団法人宮城県温泉協会	篠 木 幸 博	〒989-0913 蔵王町遠刈田温泉本町3 (旅館三治郎内)	0224-34- 2216
※ 公益財団法人宮城県腎臓協会	吉 永 馨	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷一丁目4-1 (宮城県多賀城分庁舎)	361-3696 (361-3697)
※ 公益財団法人東北大学アイバンク	中 澤 徹	〒980-8574 仙台市青葉区星陵町1-1 (東北大学医学部眼科学教室内)	728-3677 (717-7298)
※ 公益社団法人仙台市薬剤師会	北 村 哲 治	〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15-26	391-1150 (391-7088)
※ 一般社団法人宮城県病院薬剤師会	片 山 潤	〒980-8574 仙台市青葉区星陵町1-1 (東北大学病院内)	722-1311 (722-1178)
宮城県赤十字血液センター	峯 岸 正 好	〒981-3206 仙台市泉区明通二丁目6-1	290-2501 (777-6335)
日本赤十字社東北ブロック血液センター	柴 崎 至	〒981-3206 仙台市泉区明通二丁目6-1	354-7070 (777-8366)
宮 城 県 毒 劇 物 協 会	黒 田 卓 郎	〒981-3408 黒川郡大和町松坂平八丁目3-2 (大和薬品株式会社内)	345-3001 (345-3906)
一般社団法人宮城県医薬品登録販売者協会	佐 藤 正 敏	〒981-3117 仙台市泉区市名坂字石止83-2	343-8404
宮 城 県 医 薬 品 配 置 協 議 会	篠 田 勉	〒989-6135 大崎市古川稲葉字土手内67-2 (石井 雅士郎方)	0229-23 -3899
日本チェーンドラッグストア協会 宮 城 県 支 部	米 城 清 司	〒989-6221 大崎市古川大宮一丁目4-27	0229-22 -0131
宮 城 県 医 薬 品 卸 組 合	鈴 木 三 尚	〒981-3188 仙台市泉区八乙女三丁目3-1 (株式会社バイタルネット内)	725-5838 (777-8366)
宮 城 県 薬 事 工 業 協 会	瀬 川 功 毅	〒981-3408 黒川郡大和町松坂平7-5 (トーアエイヨー隣仙台工場内)	345-6361 (345-6362)
”	(事務局)	〒981-3629 黒川郡大和町テクノヒルズ5番 (フクダ電子ファインテック仙台(株)内)	346-5620 (346-5623)
宮 城 県 麻 薬 防 犯 協 会	佐 藤 和 宏	〒980-8633 仙台市青葉区大手町1-5 (宮城県医師会館内)	227-1591 (266-1480)
宮 城 県 麻 薬 協 会	一 條 宏	〒981-3623 黒川郡大和町小野明通4 0-7 (株式会社バイタルネット宮城物流センター内)	344-7641 (344-7649)
一般社団法人日本産業・医療ガス協会 東 北 地 域 本 部	日 向 野 正 行	〒980-0014 仙台市青葉区本町一丁目13-24	221-5077 (261-5019)
東北新潟歯科用品商共同組合宮城県支部	松 本 渡	〒984-0047 仙台市若林区木ノ下二丁目1-20	293-3588
宮 城 県 医 療 機 器 販 売 業 協 会	柴 田 清 孝	〒981-0967 仙台市青葉区山手町8-10	303-5650 (303-5651)
日 本 薬 用 植 物 友 の 会	我 妻 邦 雄	〒980-0903 仙台市青葉区台原森林公園1-1-1206	718-6338
一般社団法人宮城県薬剤師会 薬 事 情 報 セ ン タ ー	山 口 勇	〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15-26	391-1170
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	門 田 守 人	〒108-0022 東京都港区海岸3-26パーク芝浦12階	03-5446- 8800
特 定 非 営 利 活 動 法 人 さい帯血バンクサポート宮城	土 屋 滋	〒981-3206 仙台市泉区明通2-6-1 (東北ブロック血液センター内)	342-7425
一般社団法人宮城県骨髄バンク	中 川 國 利	〒984-0051 仙台市若林区新寺1-5-26レインボー仙 台4階406	299-2450
公益財団法人宮城県公衛衛生検査センター	山 田 卓 郎	〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15-24	391-1133 (391-7988)
一般財団法人宮城県公衆衛生協会	阿 部 勝 彦	〒981-3111 仙台市泉区松森字堤下7-1	771-4722 (776-8835)

※ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による宮城県知事認定（認可）法人（薬務課所管）

3 薬事関連協定等

令和4年4月1日現在

名 称	締結等日	団体名
災害時における医療救護活動に関する協定	令和3年12月17日※	一般社団法人宮城県薬剤師会
災害時における医療救護活動に関する協定	令和3年8月30日※	一般社団法人宮城県病院薬剤師会
非常災害医薬品確保に関する協定	令和3年8月17日※	宮城県医薬品卸組合
災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定	平成17年4月1日	一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部
災害時における医療機器等の確保等に関する協定	平成22年6月28日	宮城県医療機器販売業協会
災害時における毒物劇物による危害防止協力に関する協定	平成21年3月24日	宮城県毒劇物協会
大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書	平成30年3月9日	宮城県医薬品卸組合

※令和3年度に再締結を行っている。

令和4年度薬事行政概要

令和4年11月

編集・発行

宮城県保健福祉部薬務課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL:022-211-2651 FAX:022-211-2490

E-mail:yakumu@pref.miyagi.lg.jp

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/index.html>

